

立川市議会 立川市議会政治倫理条例検討会議記録

令和5年7月10日(月曜日)

開議 午前10時4分 散会 午後4時2分

出席議員(7名)

議長	長	木原 宏 君	議員	上條 彰一 君
副議長	長	高口 靖彦 君	議員	稲橋 ゆみ子 君
議員	員	頭山 太郎 君	議員	大石 ふみお 君
議員	員	山本 みちよ 君		

議会事務局職員

事務局 長	秋 武 典 子 君	主 任	小 林 直 岐 君
事務局 次 長	諸 井 陽 子 君	主 任	武 藤 庸 平 君

会議に付した事件

- 1 会議の公開…P4
- 2 守秘義務・プライバシー保護…P7
- 3 審査対象議員の意見表明の機会…P11
- 4 審査に関するその他の論点…P13
- 5 議会の措置…P28
- 6 審査結果の公表…P43
- 7 市民委員…P47
- 8 条例全体を通して…P57

〔開議 午前10時4分〕

○議長（木原 宏君） ただいまから立川市議会政治倫理条例検討会議を開催いたします。

本日が第6回目の開催となります。本日の議題につきましては、クラウドに掲載した日程のとおりでございます。

本日の進め方について、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 本題に入る前に、ホームページでの意見募集について御報告いたします。

前回の検討会議で御報告した1件のほか、新たに寄せられた意見はございませんでした。

では初めに、本日のゴールを確認させていただきます。

次回、8月23日開催予定の第7回検討会議が予定されている最後の会議ですので、条例と規則の両方について、次回の会議で改正案として決定していただく予定です。

そのため、本日は条例案と規則案を作成するために必要な内容を全て決定していただくことをゴールとしたいと考えております。

本日の進め方ですが、1、会議の公開、2、守秘義務・プライバシー保護、3、審査対象議員の意見表明の機会、4、審査に関するその他の論点、5、議会の措置、6、審査結果の公表、7、市民委員、8、条例案全体を通しての大きく八つの検討項目がございます。

前回の会議で議論となった市民委員に関しては、本日の会議の最後に検討していただくこととして、先にその他の論点についての協議をお願いすることとしています。

それぞれの検討事項ごとに事務局から説明させていただいた後、順次御検討をお願いします。

最後に、次回の日程の御確認をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は、本日の進め方については、ただいま事務局長の説明のとおりでございますが、これに進め方について御異議ございませんでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 今日進め方、それで大丈夫と思うのですが、ちょっと申し訳ないですけど、お時間ない中に、それに入る前にちょっとお尋ねしておきたいことがあるのですが、終盤になってきましたから、確認なんですけども、この検討会議は政治倫理条例に不備があつてやっている会議ではないですよ。

政治倫理条例をあのときしっかりと決まった中でやって、もちろんあときは初めてのことでですから、附則のほうに何かあつた場合は議長が決めるのか、それから会長がいるわけですから、その中できちんと委員さんの中で話し合つて、一つずつ決めていきましたから、あの条例は条例でしっかりと可決されて、施行されて、動いてきて、そして決断した条例ですから、あの条例はあれで問題ないと思うんですけども、今の検討会議はあの条例に問題があつたから、今これをやっているのか、そこら辺はどういった認識でやったらいいのか、ちょっともう一度御確認をお願いします。

○議長（木原 宏君） 今、会議の進め方についてお諮りしたところの前段で頭山委員から今検討を行っているこの政治倫理条例について、今までの改正前、今、改正を目指して皆様方に御検討いただいているところでございますけども、今までの条例は当然不備というよりは、先人がいろいろな英知の中で築き上げていただいた条例でございますので、それに従つて、いろいろ御意見はありましたけども、初めての政治倫理条例の会議が行われてしまったということを受けて、実際初めてのことでございましたので、いろいろな時代背景、あるいは時代の移り変わり、またいろいろな実際やってみて、もっとこうしたら実効性があるんじゃないかというような方向性が見えてきたので、各代表にお諮りして、各代表

のほうからももっとここをこうしたほうが時代に即しているのではないか、あるいは実務の部分でここまで決めておいたほうが時の議長にちょっと負担が大き過ぎるとか、そういった御判断が出てきた中で、改正を目指しているというのが私の認識でございます。不備ということではなく、まるで不備ということになると、不備のある条例の中から不備のある結論が出たというようなことにも誤解を与えかねないので、不備ということではなく、より現実的に実務に沿ってできる実効性のある条例にブラッシュアップしていくというような考えの中で問題提起がされて、今、各委員とお呼びはしておりますけれども、各会派の代表の皆様方に御検討いただいているというのが私の認識でございますので、ぜひ御理解いただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 今、議長の御発言のとおりで私もよろしいのだろうと思っておりますので、大分終盤になってきましたし、各議員の間で考え方にばらつきがあっては困りますので、全員の議員がしっかりとした認識を持って、この検討会議の意義というものをですね、ずっと一日中やっているようなこともあるですから、何のためにこれを行っているのか、はっきりして認識していただかないといけないと思ひまして、ちょっと長いこれから議論が始まるのに大変お時間いただいて申し訳ありませんけど、再度確認させていただいて、この検討会議の意義を私も胸に刻みましたので、今の議長の御発言、ありがたく受け止めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木原 宏君） 御意見いただきましてありがとうございます。当然ここに入っている委員のみならず、これは議会全員が同じ方向性で認識の下、やっているというのが私の判断、そのために各会派の代表が委員として入っていただいている検討会議でございますので、本日の会議の最後のほうでは、いよいよ本当に条例の可決に向けた動きも確認していかなければいけないということと、本日、あるいは

は次回、8月23日で条例案としてきちっと固めていかなければいけないと。その後、文書法政のほうとかとも文書の内容もチェックしていかなければいけない。

いよいよ条例改正に向けた動きの山場を迎えるところでございますので、ぜひその御認識は一致して、最終的には本会議場で提案して、議員提出議案として条例改正を迎えていくというところでございますので、私のほうで今考えて、これは事務局にも言っていませんけれども、大体ここに入っている委員と入っていない委員で温度差があってははいけませんので、延べ会議アドバイス時間、アドバイスをいただく会議何回やって、おおむねどれぐらいの会議を時間をかけたかというのは記録として取ってお伝えはできればいいなというふうに思っております。

これだけ、ともすると皆さん共有はしていただいているというふうに思っておりますけれども、この委員に入っている委員の皆様方と入っていない委員の皆様方ですと、捉え方というんですか、体感としての捉え方がちょっと認識に実感を持って認識を共通していくというのがなかなか難しいとなると、これだけ膨大な時間をかけている。本当に精力的にアドバイスもいただきながら、まさに議会の中では一番最先端のやり方をした条例改正の皆様方の御意見をいただいているやり方だというふうに思っておりますので、ぜひ他の議員にも、会派に持ち帰っていただいて、これだけ膨大な時間をかけて、丁寧にいろんな意見が出る中で歩み寄れるところで現実的な改正、実効性のある条例になるように、二度とこういった会議が開かれないようにということも踏まえて、今、改正を行っているということはぜひ28人の議員にも共通の土台として持っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません、よろしいですか、前段でなんですけれども、今、お二人のやり取りを伺ひまして、本当にこの意義が、条例改正の意

義が改めて確認できたと思いますが、議長おっしゃるように温度差があるわけですね。ですから、議会基本条例のときも温度差があつて、その温度差をどう埋めようかということが課題になりました。この条例改正を本会議に上程するという前に、全員協議会とか、このメンバーでやった回数も含めて、この目的が何でこういうふうに行ったのかということを確認にみんなに同じ耳で同じ言葉で聞いていただかないと、ただこれを上程しても、何か他人事になるのかなというふうに今思う部分があります。

ですから、そういう上程、本会議へ上程する前のプロセスも少しこの会議の中で決めていかれたらどうかなというふうに提案いたしますので、検討いただきたいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。貴重な御意見の一つとして承らせていただいて、これには各委員の皆様方のお考えも当然あると思いますし、私は何を言いましても各委員の皆様方が一致した方向性でいける部分を模索するというのが私の役回りでございますので、決定して、その内容について遡及して、その場でここをもっとこうしたらいいんじゃないかみたいなことは、なかなか現実的にはここでやっていく以外はないとは思いますが、どういふプロセスでどういふぐらいのどれぐらいの時間をかけて、どういふ議論があつて、どういふふうな方向性で結論に至って、今回の例えば9月の条例提案になったかという説明は、本会議場で提案説明という形にするのか、あるいは全協みたいなのところを開いて丁寧に皆様方に御説明するのかというのは、これは皆さんで各委員でお決めいただいて結構かなというふうに思っておりますので、ぜひこの今日の検討会議、あるいは次の検討会議の中でそういったその部分を話し合う機会があると思いますので、ぜひそこで御議論いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、局長が御提案、御説明させていただ

たとおり、本日の会議を進めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

会議の公開

○議長（木原 宏君） それでは、日程1、会議の公開を議題といたします。

資料1を御覧ください。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 会議の公開について御説明します。

現在の条例は、「審査会の会議は、公開するものとする」という規定になっており、何をどのように公開するのかが明記されていません。

例えば本会議も同様で、「普通地方公共団体の会議は、これを公開する」と規定されていますのみですが、ここでいう「公開」には、傍聴の自由、報道の自由、会議録の公開が含まれるとされています。

政治倫理条例における会議の公開については、二つの相反する要素を考慮する必要があります。

まず、公開を進める方向性として、情報公開の要請、審査の透明性、公平性の確保があります。

逆に、公開を進めない方向性として、プライバシー権の問題と、発言や資料提出がしづらくなる問題があり、真実解明の目的には逆効果となります。

この両方の方向性のバランスが問題になります。

以上を踏まえて、（2）の会議録の作成と公開について御説明いたします。

前回の審査会では、毎回の会議後に会議概要を公開していましたが、会議録は作成しておらず、資料も公開していません。

会議録を作成しない場合には、前回同様、会議概要を作成することとなります。

会議録を作成する場合には、会議概要を作成する場合と比べて作成に時間がかかるため、次回の会議までに作成することが困難であると考えられます。

また、全文書き起こしをすることとなると、委員、

特に市民委員が話しづらくなるのが懸念されます。なお、会議録の作成に要する経費は、会議1時間当たり1万円強の見込みです。

次に、会議資料については、今後どのような資料を用いる可能性があるのか分かりませんので、全資料を公開すると規定することは現実的ではありません。量や事案によるので、一律に考えず、事案ごと・資料ごとに会長が判断することとしてよいかと考えられます。

なお、この点については、次に検討する傍聴資料との整合性も必要です。傍聴者に配付した資料であれば、公開しても差し支えないと考えられますし、逆に傍聴者に配付せず、閲覧も認めていない資料を公開することは考えにくいと思われます。

次に、(3)の傍聴資料について御説明します。

前回の審査会では、次第と条例・規則、調査請求書を傍聴者に配付しました。傍聴資料の取扱いの選択肢は、「配付する」「閲覧できるようにする」「どちらもしない」のいずれかの対応があり、またその対応は、「全資料一律に対応するか」「資料ごとに対応を分けるか」のいずれかの場合があります。

しかし、事案によって事情が変わるので、一律に考えるのは困難と考えられます。

そこで、条例や規則には明記せず、逐条解説に「性質上可能な限り公開する方向性である」との考えのみを記載し、具体的には会長判断とするのがよいと考えられます。

具体的には次のような取扱いをすることが考えられます。

1、会議のために事務局が作成した資料は、原則配付する。

2、当事者から出された資料は、傍聴者の閲覧用に傍聴席に5部程度配置し、持ち帰りは不可とする。

3、例外として、会長が適さないと判断した資料、例えばプライバシー等の配慮が必要な資料や複製が困難な資料などは、閲覧用も用意しないものとします。

なお、第三者のプライバシーについて配慮を要する事案が政治倫理審査会の案件になることは一般的にはむしろ例外的で、多くの場合は資料の配付や閲覧をしても差し支えないと考えられます。

なお、事務局としては、事案ごとの判断の余地を残すため、会議録、会議資料、傍聴資料に関しては、条例に規定するのではなく、考え方を逐条解説に記載するのがよいのではないかと考えております。

以上のとおり、会議録や会議資料、傍聴資料の取扱いについて御協議をお願いいたします。

○議長(木原 宏君) 説明は以上のとおりでございます。

それでは、資料1の1、会議の公開について、網かけの部分の枠内の検討事項について、皆様に御議論いただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

御意見がございましたら、ここでお出しいただければと思います。

○議員(頭山太郎君) 前回の政治倫理審査会でも概要が配られて、それが次の会議に行くまでやっ間に合っていたような感じもしましたので、概要でよろしいと思いますし、その他も事務局から今御提案された内容でよろしいと思います。

○議長(木原 宏君) ありがとうございます。事務局提案でよろしいという御意見でございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員(山本みちよ君) 私も会議概要、これで要約していくということで、発言もしやすくなるという部分も含めて、そちらで進めていかれてはどうかというふうに考えます。その他についても大変事務局でも考えていただいて、この流れでよいかと思います。

以上です。

○議長(木原 宏君) ありがとうございます。

○議員(上條彰一君) 私は、会議録は作成すべきだと考えます。去年の政倫審で会議概要ということで作成されましたが、あれを見ても内容がよく分か

らないという声が多数市民の方からも寄せられましたし、議員もそういう意見を述べておりました。

今、議会の会議録なども、校正原稿が既に4日後であれば上がってくるというような状況になっておりますし、むしろ誤字・脱字などを訂正する、調整すれば済むわけで、概要ということになれば、結局委員が言ったことを短い言葉で要約しなきゃいけないということになって、そこのかえって調整というのか、それにかなり時間がかかって、結局なかなか折り合いがつかないみたいなことがあったんじゃないかと思っておりますので、むしろきちんと会議録として残すということでやれば、そこら辺のことは解消されるのではないかと思います。

それから、会議資料の公開については、事案ごと、資料ごとで判断するというので、そこら辺は会長判断というふうにしてよろしいのではないかと思います。

それから、傍聴資料の取扱い、これは配付だとか、閲覧が可能な限りできるようにして、これも事案ごと、資料ごとの判断でよいのではないかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 会議録の作成、公開というのは、公開は当然なんですけど、会議録を概要のまとめでは、政治倫理審査会が行われるということ自体が異例なことわけですよ。やっぱりその異例なことがどのような発言があって、どのような議論があって、どこが問題なんだということが、会議録をちゃんと見て、後々にも分かるようにならなきゃいけないと思うので、やはりそこは上條委員同様に会議録の作成はお願いしたいと思っております。

それから、会議資料というのは、もちろんみんな公開して、閲覧ということが原則ですけども、中身によりましては、いろんな状況があるかというふうにも今回のことも含めて思っておりますので、それは会議資料というものの判断は、極力公開して、閲覧ということも、5部置いておいて、それを閲覧

してもらおうということ、持ち帰れるものは持ち帰ってもらおうというようにして、それはあと判断はやはり会長の判断というところになるかと思いますが、基本的には資料は公開、それから閲覧ができるということにさせていただきたいと思っております。傍聴資料の取扱いということを今言いました。会長の裁量でなるべくしっかりと見れるような形にさせていただきたいと思っております。

○議員（大石ふみお君） 前の委員からお話があった議事概要、会議概要を作るのは苦慮するのでしょうか、その確認なんですけど、苦慮しているのであれば、ちょっと問題かと思うので、それであれば議事録を作成したほうがいいのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○主任（武藤庸平君） 委員からの意見、回答をもらうのに期間を要するため、作成におおむね2週間ぐらいはかかります。

○議員（大石ふみお君） それであれば、会議録を作成するほうが全体を網羅できるので、そっちのほうがいいかなというふうに思っています。あと、会議資料とか、配付資料は事務局案でいいというふうに思っています。

○議長（木原 宏君） 今、各委員の皆様方から会議の公開の部分についての御意見いただいて、概要でいいということと、会議録を作っちゃったほうがいいんじゃないか、早いんじゃないかという意見なんですけども、まず一致したのは、会議資料の公開、あるいは傍聴資料の取扱いは、時の会長の御判断で出すささないということは御判断いただいた方がいいんじゃないかということはおおむね歩み寄れるのかなというふうには思ったんですけども、この部分はそのときの時の会長の御判断にお任せするというのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） この部分については一致できたということで、残すは会議録の部分なんですけども、今までの会議の中では会議概要というよう

なことだったんですけど、今、事務局のほうからは作るのにいろいろな市民意見の集約だとか何だとかということを見ると2週間程度かかるということであると、一定の労力がかかってくる、要約しなきゃいけない部分があるので、逆に大変だったりするのかなというようなことを踏まえると、会議録として全体を網羅できる形で取ってしまったほうが楽なのではないかという意見、これも一理あるかなというふうに思いますけども、その部分でもう一度今の事務局のお話等々も聞いて、御意見があればお出しただけならばというふうに思います。

○議員（頭山太郎君） 考慮すべき要素の中に、真実解明には逆効果であるというようなことも書かれていたので、ちょっとそこが心配になったんですけども、会議録を作るということ前提で委員さんが御発言するというのであれば、やぶさかではないのかなと思います。

○議長（木原 宏君） ほかに。

○議員（山本みちよ君） 私も今、事務局の負担という部分で概要のほうが早く進むのかなと思っていましたが、そこにとっても御苦勞いただいたということが分かりましたので、それは事務局の労力という部分も含めて、会議録でもよろしいかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。これで御意見いただいて、会議録の部分のところにも一致ができましたので、概要を作るほうが大変だということでございますので、会議録を作って網羅していくというような形で各委員の皆様方の御意見、すり合わせができましたので、よろしく願いいたします。

ということで、会議の公開については、全ての協議が調いましたので、この会議の部分、公開の部分については終了とさせていただきたいと思います。

○主任（小林直岐君） 1点確認で、会議録を作成する場合、公開するかどうかについてはいかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） 会議録の公開、私、公開するのかと思ってはいたんですけども、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） 公開するという形でよろしくお願ひしたいと思います。

守秘義務・プライバシー保護

○議長（木原 宏君） 続きまして、日程2、守秘義務・プライバシー保護を議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 守秘義務とプライバシー保護の問題について御説明します。

まず、（1）の政倫審の委員の守秘義務についてです。

政倫審委員が知り得た秘密を漏らしたときの対応として、できることは限られていますが、実効性と実現可能性から考えると、在任中は「審査会委員の解任ができる」と規定することが考えられます。

なお、委員の退任後は、議会からは対応することができません。実害に応じ、民事訴訟で争うしかありません。

次に、（2）の議運の委員の守秘義務についてです。

議運の委員が議運協で知り得た秘密についての他の議員との共有の在り方については、特に規定を設けずに、以下のとおりとするのがよいのではないかと考えられます。

原則として、政倫審の案件も、ほかの一般の案件と同様に会派で共有すべきとします。会派内に審査対象議員がいても、原則としては同様です。

例外として、プライバシーに関する内容や、審査の公平性に影響がある内容など、共有範囲について配慮が必要であれば、その旨を議運協で決定し、その決定のとおりにお応えいただくこととします。

なお、議運協で取り扱われた情報は非公開の情報であるため、いずれの場合でも対外的な発信は禁止となります。もし対外的に発信すると、政倫審の前にワンクッションを置くために議運協で審議をする意味がなくなってしまうからです。

次に、(3)の当事者のプライバシーの保護の問題です。

プライバシーの保護は、公開の原則との整合性が問題になります。この点は、案件によって異なり、一律に決めるのが難しいため、あらかじめ想定することは難しく、案件に応じ会長判断とせざるを得ないものと考えられます。

以上のとおり、政倫審の委員が秘密を漏らしたときには解任できるとするか、議運の委員の守秘義務は条例に明記せず、御説明した趣旨を逐条解説に記載することとするか、当事者のプライバシーの保護に関することも、条例には明記せず、事案に応じて判断することとしてよいか、これらの点について御協議をお願いいたします。

○議長(木原 宏君) 説明は以上のとおりでございます。

それでは、網かけの部分についての検討事項について、委員の皆様方の御議論をいただきたいというふうに思います。

御質疑をよろしく願いいたします。

○議員(頭山太郎君) 質問ですけど、政倫審の委員を解任することができるのは誰なのか。会長がするのか、任命しているのは議長。だから、この委員はこういうことを漏らしたというのは、議長に誰かが訴えて、それで質問、聴取して、あんた駄目だ、どこで議長も協議して、この人を選んだ人を解任させるのかとか、そういったのはどういうふうにお考えなのかお願いしたいのと、2番目の議運のほうは、これでいいと思うんですけど、あと3番目の当事者のプライバシーというのは、つい立てを立てるとか、配慮の面を言っているのか、そこをちょっとお願いします。

○議会事務局長(秋武典子君) 1点目の解任につきましては、解任するという形になれば、その手続についても一緒に定める必要がありますので、現段階では明確にこちらのほうで準備しておりませんが、必要な流れを決めていく形になります。

また、当事者のプライバシー保護につきましては、つい立ての話もそうですし、あとは資料の中で配慮すべきものがあるですとか、あとは議運協の中では話として出さなければならぬけれども、例えば審査会の席ですとか、あとはほかの議員にお話を情報共有されるときには控えたほうがいいのか場合などございますので、そういったことについては一律になかなか明記ができませんので、条例には明記しないというやり方でよろしいかということでございます。

○議員(頭山太郎君) 分かりました。そうしたら、1番目の政倫審の委員は秘密を漏らしたら解任というようなところはやっぱり責任が重いので、それだけの心構えを持っておなりになっていただきたいと思いますので、それはあってもいいのかなと思います。

2番目も先ほど申し上げたとおりで、3番目も案件に応じ会長に御判断いただくということで、最大限御配慮いただくということでよろしいと思います。

以上です。

○議長(木原 宏君) ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

○議員(上條彰一君) 政倫審の委員ですが、秘密を漏らした場合には解任でよいと思います。また、手続については、別途規定を設ける必要があると思います。

それから、守秘義務の問題でありますけど、議運委員の守秘義務の問題でありますけど、会派内での共有というのが必要なわけで、逐条解説の記載でよいと思います。

それから、当事者のプライバシーの保護、これは後で議論する反論の問題等もありますので、一定のプライバシーの保護というのは必要で、それは事案

ごとに判断すればよいのではないかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに。

○議員（稲橋ゆみ子君） 委員の秘密を漏らした場合の解任というのは、それでいいと思います。

それから、議運の委員の守秘義務は条例に明記しなくてよいかというところなんですけど、守秘義務、みんなに当然なので、だからあえてここに議運の委員のということが、そういう守秘義務として位置づける必要があるのかどうかということになるので、こちらは逐条解説に記載してよいかというふうになっているんですけど、そうすると記載内容はどういう文言になるのかというのがちょっと一つ聞きたいということなんです。

それから、プライバシーの保護については、当然いろんなその時々にあると思いますので、その時々
の事案に応じた判断ということによいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。当然明記という部分は、何かないと秘密を漏らした場合解任が恐らく、何の理由で解任されるのかということが分からないので、何かしかは書くようなんだろうなと。逐条解説なのか、どうなのかというのは別にして、その辺のことはあるのかなと思います。

ほかに御意見がございませうでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 政倫審の委員は秘密を漏らしたら解任とするということで、解任としていいじゃないかということになるので、政倫審の委員というのは、今までは市民がいたりとか、委員としては弁護士さんがいたりとか、議員がいたりとかという、そこに対するだからメンバーの守秘義務ということですよ、政倫審に参加している委員全員の守秘義務として、条例に明記するかどうかということをお聞いているわけですよ。

そうすると、議運の委員の守秘義務というふうにごここに今なっている議運の委員というのは、市議会

議員のことでしょう。だから、そこを分けているということは、ちょっとすみません、意味が捉えにくいんです。

○議会事務局長（秋武典子君） 今回条例改正の方向性として、政倫審の委員には議員は入らないということで、その前段で議運で適否、政倫審にかけるのが適当か否かというところをお諮りいただくということで議運をかませる形になりました。

その前段で議運協で、まず出されたら議運協で審議しましょうというお話になりましたので、そこで知り得た情報というのをあまり外に発信することはもちろんよろしくないですとか、議員間では、会派内では共有するんだけど、留意する部分はあるですとか、そういったことを明記しておくことで、市民の方にもその秘密は守られるということをお知らせする意味にもなるかと思っておりますので、そういった文言が逐条解説のほうでフォローできればというふうにご考えているところです。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません、局長の説明をいただいて分かりました。というところでは、市民の皆さんもそういう段階的な今までと違う議員が、議員としてはこういう情報を得て、その得た情報から段階的に政倫審に行くという、その流れの中から今の内容が見えると分かりやすいかなというふうにご思いますので、逐条解説にそういう説明があるといいかと思っております。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見は。

○議員（山本みちよ君） ただいま皆さんの議論をお聞きして、私も理解できまして、このとおりで進めていただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかにございませうでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 今、稲橋委員からあったのは本当そのとおりで、委員は中立じゃないといけないと思っておりますから、その委員から訴えたほうに情報

が行ったりとかして、次に何かそれがうまく操作されて、次の段階の審議のときにそれが悪用されるということが万が一でもあったら困るわけです。ですから、委員は公正中立にやってほしいという意味で、これは私は大事だと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。当然いろんな御意見がある中、一義的には議員も政倫審の委員も一定の守秘義務を負うということは、恐らくこれ皆さん入っていただければ、当然認識いただいて、どこかに逐条解説にしる、その流れを説明して、なかなか誰がどういう形でプライバシーの情報を漏えいしたかというのは、なかなか断定は恐らくはし難いものなんだろうと思うと、今の時代を鑑みると、議会改革のほうでもやっておりますけども、SNSでの情報発信とかもいろいろ今規定の中に入っていて、明らかに形に残る形での情報漏えいなんというのは、本来まだ何も言っちゃいけないことをSNSで上げちゃったとか、資料もデータとして上げちゃったとかということになると、確実に記録にも残るので、そういった明らかな情報漏えいみたいなことは、これをつくっておくと防げるのかなと。

また、認識も、皆さんの委員の皆様、あるいは議員の皆様にも認識が、共通の認識が図られるのかなという意味では、今御協議いただいているところで今方向性出たところは非常に有意義なのかなというふうに思います。

今までのところでは、この今網かけの部分に関しては逐条解説の中でとか、必要な流れを明記していくということで歩み寄れたかなというふうに思っておりますので、ほかに御意見がなければ、このところはいいかなと思うんですけども。

○副議長（高口靖彦君） 非公開の情報、非公開の場での情報は別にこの議運協の政治倫理審査会のことにかかわらず、これは基本原則当たり前のことだと思っております。なので、ここの逐条解説で書かれる書き方ですけれども、要はここだけを出しし

て書くのか、そうではなくて、議運協で諮られた内容というのは、当然それが公の議会運営委員会に入るまでは話したりいけないということになるはずなので、そういったことについても併せて、要はこれだけ特出しすると、ほかの議運協で話しされたことは話してもいいのかみたいな話になりかねないかなみたいなことも思われたので、そこの書き方はちょっと注意していただきたいかなというふうに思いました。

○主任（小林直岐君） まさに今の副議長におっしゃっていただいたとおりのことを申し上げようと思っております。ここに議運協について、特別に規定しないでもいいのかなというふうに考えた理由としては、そのことがありまして、ほかの議運協の内容も全部一緒ではないかということで、それで逐条解説にも書くとした場合には、他の議運協の案件と同様にこの案件も外に漏らしてはならないというような趣旨の書きぶりになるのかなというふうに考えております。

それで、もう1点補足させていただきますと、政倫審の委員については、解任されるおそれがあるということが情報を漏らさないための一つのストップになると思うんですけども、議員の皆さんについては、まさに政治倫理条例の今条例案、資料3の3ページにあるんですけども、政治倫理基準の中に第3条10号、職務上知り得た情報は不当な目的のために使用し、または第三者に伝達しないことというふうにありますので、もし情報を委員が漏らした場合には、それこそ政治倫理条例違反に問われるかと思われれます。そのことも含めて逐条に書いておけばよろしいかというふうに考えております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。副議長から貴重な御指摘をいただいて、事務局のほうでもそういった指摘が考えていただいていたところなので、そのことも明記していく中で、逐条解説で説明していくという形がいいのかなというふうに思

いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それでは、2の部分、守秘義務・プライバシー保護については意見の一致を見ましたので、終了とさせていただきますしたいと思います。

審査対象議員の意見表明の機会

○議長（木原 宏君） 続いて、日程3、審査対象議員の意見表明の機会を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 審査対象議員の意見表明の機会について御説明します。

現在の条例には、審査対象議員の意見表明の機会が具体的には規定されておられません。そのため、前回の政倫審では、規定がない部分は、行政手続の一般論にのっとった対応をしました。

なお、ほかの団体における辞職勧告決議等の適否が争われた裁判では、決議自体だけではなく、適正手続を行ったかどうか審査されております。そのため、適切な防御の機会がなかった場合には、決議が違法になる可能性があることに留意する必要があります。

意見表明の機会は、審査中と審査後の二つがあります。

まず、（1）の審査中の意見表明の機会です。

審査対象議員が防御権を行使するとともに、審査会が適切に事実を解明できるようにするための意見陳述の機会が必要です。

現状では、規則に「意見の開陳」が規定されていますが、これに必要な内容を加えて、条例に規定することが考えられます。

条例で規定するときには、次のことを考慮する必要があります。

まず、防御権や適正手続の保障という点では、行政手続条例の聴聞と同様です。他方で、不利益処分が確定していない段階で行うものである点、また政

倫審とともに事実解明をするという側面がある点が、行政手続における聴聞とは本質的に異なります。これらを考慮した規定とする必要があります。

そこで、以下の条文案を作成しました。

まず、意見陳述の機会の規定を、現在の条例にも規定がある審査対象議員の協力義務と並べて、審査会における審査対象議員の出席には、真実発見と防御権の行使の両方の趣旨があることを明示します。

また、意見陳述は、単に機会を与えればよいのではなく、その際に適正手続を保障しなければならないことを明示します。なお、適正手続は、行政手続の一般論に倣って行うことが原則と考えられますが、行政手続との相違点もあるので、条例には具体的には規定せず、逐条解説に考え方を記載するのがよいと考えております。

次に、（2）の審査後の意見表明の機会について御説明します。

審査結果の報告と併せて、事実認定や措置に納得がいかないときに、審査対象議員が審査報告に対する意見書を公表できるようにすれば、審査対象議員にとっては防御の機会となるとともに、審査会における慎重な審査を担保することもできます。

このことを規定する場合、以下の条文案のとおりとすることが考えられます。

以上について、審査中、審査後における審査対象議員の意見表明の機会を上記条文案のとおりとすることについて、御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。

網かけの枠内の検討事項について御協議いただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

事務局提案はよくまとまっているなというふうに思います。こういった防御権みたいなものはきちんと明記していかないと、審議自体が違法性を伴うものということは十分当然そのとおりということになりますので、盛り込んでいくということは絶対必要

だろうというふうに思うと、このとおりのかなというような形なんですけども、それを踏まえて御意見がございましたらお出しいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 審査後というのは、これは委員会が結論を出した後に、そこにもう一回御意見いただいてということですね、分かりました。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 事務局の皆さんのところでいろいろ検討していただいておりますので、この条文案でよいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。私もこの事務局案は非常によくまとまっている、これ以上のものというのはなかなか考えづらいかなというふうに思うんですけども、あまり結論めいたことは言ってはいけないんですけど、御意見があればお出しいただければと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） 本当にありがとうございます。特に審査後の不服申立てじゃないですけども、出た結論に対して、こういう内容で異議があるんだということを示せるというものがあるのいいと思いますので、このとおりでいいと思いますが、一つちょっとお聞きしたいのですが、条文案の第15条の2のところの審査会は審査対象議員が審査に協力せず、または虚偽の報告等したときは、その旨を公表するものとするというのは、審査中のことなんですよね、審査中の虚偽の報告等という、何かこれが虚偽かどうかというのが立証することが、裁判所とかじゃないので、証拠とか、そういうものが出せないというのが審査会のところになっているので、このあたりのところ、こういうふうにして、虚偽の報告等したときというのは誰がどのように虚偽として認められるかとか、証拠みたいなものとか、状況証拠とかになってしまうのかなと思うんですけど、ちょっと具体的にこの2のあたりはどういうことをイメージしているのかお聞きします。

○議会事務局長（秋武典子君） なかなか考えにく

いことではあるかと思うんですけども、ただ提出された書類で明らかに分かっていることに対して、そうではないということをおっしゃったようなこの場合は考えられるかなというふうに思っております。本当に明らかにそれが虚偽であると認められなければ、こういった公表には至らないかと思っておりますけども、逆にこの規定がないと、そういった公表ができないことになりますので、そこはつくっておく必要があるかなということで入っております。

以上です。

○議長（木原 宏君） 恐らくこれ対象になっている議員の協力を最大限いただかなければいけないということで、こういった規定がないと、なかなかその前の部分は出席しなければならないということになっていますし、明らかにそうなっているのに全く協力してくれない、出ない、来ない、あるいは来ても全然よく理解できない資料を出されるとかということがあった場合、多分恐らく虚偽かどうかというのは、審査会で認定される事実になるのかなと思いますけども、協力を仰ぐために必要な文言だろうというふうに判断しております。

○議員（稲橋ゆみ子君） 理解いたしました。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見がございましたでしょうか。

○副議長（高口靖彦君） よくは分からないのですが、私、裁判なんかにおける場合に、被告が最初に罪がないのに認めるということを証明しておきながら、そういうふうにはせざるを得ない状況に置かれて、そういうふうにして、ただし真実は裁判で争うというようなことが往々にして行われるということを聞いております。なので、あまりきつく言って、あのとき言ったことと違うんじゃないかというようなことを私たちが果たしてそれができるのかと。ケース・バイ・ケースでいろいろあるので、そのときの刑事に、もしくは検察官にその状況に応じて、また何かあって、いろんな状況があって、誰かを守らなければいけないとか、いろんなことがあって、一旦

はここはそういうふうにも認めると。だけでも、自分はそれを違うんだ、実は違うんだということを裁判で争うということは、私は往々にしてあるというふう聞いておりますので、だからこの審査会において、言ったことがそれが全部後でそれ違ったじゃないかということをおそらく強めておくというのは危険じゃないかというふうにも思っておりますので、私たちは裁判でも何でもありませんので、だからこそ勧告とか、そういったところにとどまっているんだろうというふうにも思っておりますので、その点は考慮してやっていくべきだというふうにも思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今の高口副議長の発言で、心配されるということは分かるんですけども、例えばそれを裁くのは会長が今これは職務として弁護士さんが、それでもいつも弁護士さんとは限らないんですか。慣例としては弁護士さんが会長になっているという形なんですけど、だからそういう裁きも会長とかという、そういうところにはならないんですか。

○議会事務局長（秋武典子君） この審査会の権限自体が物事を裁くという形ではなく、また権利をとどめたり、あとは義務を課したりという結論を出せるような場でもありませんので、そういったことはなく、審査会として、これは虚偽の報告ではありませんかという判断はできるかもしれません。それを公表するというのは審査会の権限でできるのかなと思います。

また、副議長おっしゃったように心配されることはあるかと思うんですけども、それを回復するために防御権を設定したりですとか、そういったことで両方で、真実究明をとにかく目指すと。その後につきましては、両方とも指摘する権限であったり、勧告する権限であったり、防御する権限であったり、そういったことを全て網羅しておくということが大事なのかなというふうにも考えております。

以上です。

○議長（木原 宏君） よろしいでしょうか。この部分も事務局提案のとおり意見が一致しておりますので、このとおり進めさせていただければというふうにも思いますので、よろしくお願いいたします。

審査に関するその他の論点

○議長（木原 宏君） 続きまして、日程4、審査に関するその他の論点を議題といたします。

まずは（1）会長の表決権について、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 審査に関するその他の論点として、3点御協議をお願いいたします。

一つ目が会長の表決権です。

現在の条例には、会長の表決権についての規定がありません。規則にも、可否同数の際の裁決権のみの規定がありますが、表決権については規定はない状態です。

前回の審査会では、あらかじめ会長は表決に加わらないとの判断をしましたが、明記しておかないと、仮に賛否が拮抗しそうな事案があった場合には問題になります。

そこで、前回の審査会に倣って、「会長は表決権なし」「可否同数の場合は会長が決する」と明記してよいか、御協議をお願いいたします。

○議長（木原 宏君） まずはこの部分についての1の表決権の部分について、網かけの部分の検討事項について御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議員（頭山太郎君） 前回はマルカバツか決める中に保留みたいのもあったんですよ、裁決のときに。だから、保留というのはちょっとないほうがいい、まずですね、いいのかなと。そういうのがあったんだって後で思ったことがありましたので、それに賛成なのか、反対なのか、はっきりしていただきたいというのがあります。それで、人数はまだ決まって

いませんけど、5人となった場合には、可否同数の場合はそれは会長が決しなければいけないので、表決権の明記は必要だと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 私も審査会として、結論をしっかりと出していくということが必要なわけで、その場合には会長が最終的には可否同数の場合には決するということを明記しておかないと、そこら辺が曖昧になってはまずいんじゃないかと思っておりますので、これでいいと思います。

以上です。

○議員（稲橋ゆみ子君） ちょっとお聞きしたいんですけども、会長は表決権なしと可否同数の場合は会長が決するというのはイコールなんですか。

○議会事務局長（秋武典子君） 現在、委員会も同様の方法を取っております、まず委員の皆さんで採決するんですけども、そこで可否同数になった場合は委員長が決するという形を準用させていただければと思っております。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見ございますでしょうか。——この会長の表決権については、事務局提案のとおりにさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、（2）の審査対象議員が議員でなくなった場合の対応について、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） （2）審査対象議員が議員でなくなった場合の対応です。

現在の条例には規定がないため、審査を中止したいと考えても中止してよいのかが分かりません。

そこで、A、請求の利益が消滅したと理解し、審査を打ち切るか、B、何らかの議会の問題の適正化の契機と捉え、審査を継続するか、C、そのときの審査会の判断とするか、このいずれかを規定すべきと考えられます。この点について御協議をお願いい

たします。

以上です。

○議長（木原 宏君） それでは、審査対象議員が議員でなくなった場合の対応につきまして、網かけの部分の検討事項について、皆様の御議論をいただきたいと思っております。

御意見をいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） Aでいいと思います。あくまでも議員としてのことが問われておりますので、議員であるところの問題として考えるべきだと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（上條彰一君） 質問です。Bの何らかの議会の問題の適正化の契機という文言があるのですが、これは具体的にはどういうことが考えられるのか御説明いただければ。

○議会事務局長（秋武典子君） 本当に漠とした書き方なのですが、具体的なイメージがない状態ではございます。ただ、議員が何がしか条例の基準に、条例に定める基準に反する行為があったと指摘されたことについて、その根本的な原因が例えば何かの取組で解決できるのではないかとか、議会の取組に帰結する必要があるのではないかとというような想定がされた場合には、審査を継続して結論を出すということも考えられるかなという、あまり具体ではないのですが、申し訳ありません。

以上です。

○議長（木原 宏君） ただ、その場合には任期が例えば迎えて、改選を迎えて、出馬しなかった、あるいは自分自ら出処進退を考えて、辞職された場合は、当該議員不在のまま会議が続いていくというのはちょっと考えづらいのかな。それはまた別の機会になるのかなというふうに思うと、通常であれば、対象議員が議員でなくなった場合は継続のしようがないというのが、現実的にはそうなのかなと思ったりもするんですけども、いかがでしょうか、皆さん。

○議員（山本みちよ君） 今、議長おっしゃったように、そういった場合もありますので、Aでいいかと思えます。Bも、そういうこともあるなと一瞬心が揺らいたのですが、その場合はまた別のところで議論するというような意識を私たちが持つというところで、今回の条例改正としてはAでよろしいかと思えます。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございますでしょうか。——ないようでしたら、このAで一致できたのかなというふうに思えますので、請求の利益が消滅したと理解し、審査を打ち切るという形で明記していきたいというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。次に、3の議員が審査請求する際の2会派以上の要件につきまして、1人会派の扱いについて、事務局から説明をお願いしたいと思えます。

○議会事務局長（秋武典子君） （3）議員が審査請求する際に2会派以上議員を含むとした要件に関して、1人会派の扱いをどうするかという点です。

以前の検討会議で、議員から審査請求する場合、必要な署名数の要件として、「定数の4分の1以上」に加え、「2会派以上の議員」を加えることに決まりました。その際、1人会派の扱いについては議論をしていませんでした。

例えば1人会派を一つの会派とみなすのか、代表質問ができる要件に倣って、3人以上の署名があったときに会派とみなすのか、1人会派は会派とみなさないとするのかなどの扱いが考えられます。

以上のとおり、審査請求における1人会派の扱いについて、御協議をお願いいたします。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりであります。網かけの検討事項、1人会派の取扱いについて、御議論いただきたいというふうに思えます。

御意見がありましたらお出しいただければと思います。

○議員（山本みちよ君） ホームページの市議会の

ホームページから会派構成の議員というところのページを見ると、会派を構成しない議員というところで、各1人会派の方のお名前があるという形になっています。そういったことも考えますと、会派というのは2人以上できちっと会派を組んだところが会派という形で、便宜上、1人会派と言っていますが、3人ね、会派ではないというところですので、そこは分けてもいいのかなと思えます。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私はもともと議会基本条例をつくる时候にも会派構成というのは1人もしくは2人、今の3人を2人にして、会派構成をするべきということもずっと言ってきたわけなんですけれども、そういうことがこの立川市議会の中では認められない中で、代表質問のところでは、一応会派を構成しないところが一つのチームになって、代表で質問ができるという、そういう位置づけになっています。

代表者会議も一応それは会派を構成しないというところでオブザーバー的になっていますけれども、スライドして、今回は審議会の検討委員会の中にも参画しているというところでは、今、位置づけとしては重要などころには参加というふうには認めているので、私としてはさっきも言ったように、会派の構成人数を2人にしてほしいということはあるんですけど、これは別なところで議論しなきゃいけないと思っています。言いたいのは、会派を構成しないという方たちも、一つのチームとして認めるということが必要じゃないかというふうに私としては思えます。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございますか。

○議員（上條彰一君） もともと審査請求の規定というのは、恣意的な審査請求ができないようにする歯どめということで、2会派以上のという要件を加えるということだったと思えます。

それで、私も従来から会派の問題をどう考えるかと、特に交渉会派と言われている問題では、立川の3人以上ということが多摩地域だとか、全国的な状況から見ても、2人以上とかいうところが多摩地域の主流になっているわけで、そこら辺の交渉会派の内容なんかも考え直す必要があるんじゃないかという意見を申してきております。

そういう中で1人会派の皆さんの扱いをどうするかということで規定をつくるということになれば、市民の多様性をしっかり把握した議会運営ということになれば、ここら辺は少し柔軟に考えていくべきなんではないかと思っておりますので、その場合に1人会派というの、やはり1人ではあっても、市民の負託を得て議員となっているということになると、これは考慮する必要があるんじゃないかと思っておりますので、1人会派も会派ということで、いわゆる交渉会派と、ここのいう会派というのは今のところは違うんだという解釈で考えたらどうかというふうに思いますけれど。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見はありませんか。

○議員（頭山太郎君） ちょっと今、会派の構成の話は、また全然別の話でして、あのときの牛山先生を呼んだときも、それはその議会在議が決めていいということでやっているわけですから、今のとごっちゃにしちゃいますと分らなくなってしまうので、また別のところで御議論いただいて、このことは議論し尽くしている問題だと私は思っておりますけれども、それはまた今度お話ししたいと思います、1人会派の扱いって書いているから、おかしくなるので、言葉がいろいろごっちゃですから、ちゃんとホームページにあるような言葉遣いに統一していただいて、もし請求する場合は、それはその個人で議員としてそこに出られればいいわけですから、会派は会派としてしっかりないと、会派でしっかりとそうだと思って、請求する会派の方たちにとってはちょ

っとどうなのかなというところもありますから、2会派ということであれば、二つの会派ということではいただけたほうがすっきりするのではないかと思います。また、会派の問題はまた別で、これは終わった問題です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。会派の構成、在り方については、また確かに別の議論でやらなきゃいけないんですけども、ここでいう会派は、恣意的に審査会が開催要件を満たさないように2会派以上という規定をつけたわけですけども、今、会派というのは3人以上が会派構成の要件になっていて、それは今のルールではそういうふうになっていて、1人会派というと、本来3人以上の会派はいろいろ意思決定するのにいろんな意見集約するんですけども、1人会派と会派となるんですけども、1人でいらっしゃる方々が3人以上を擁する会派と同等の立ち位置というんでしょうか、権限を与えるのが適切かどうかというようなことも含んでくるのかなというふうになると、例えば1人会派の方が例えば先ほど稲橋代表がおっしゃられたとおり、代表質問とか、あるいは重要な会議の場に参加できるようにしてありますので、それを準ずる。今、3人の例えば1人会派、3人の皆さんの意見をまとめていただいて、意見提案していただければ会派とみなすとか、今までと同じやり方ぐらいが認めるとすれば現実的かなとも思います。

あるいは会派は会派として3人で、以外は認めないんだということになると、確かに1人会派の皆様方の御意見をどこで集約するのかという課題も新たに出てくるので、そう考えると、会派に準ずる形として取り扱うのであれば、1人会派の人、3人まとめていただくと。これは政治倫理審査会にかかる必要があるという判断を、いろいろお考えがある中で1人会派の皆さんが3人集まっていたら、当然そこは一つの会派、その案件については意見が一致したというふうにも見れなくはないというところ、その辺を認めるかどうかというところがあると

思います。

○副議長（高口靖彦君） 私自身は1会派、会派が多いか少ないか、どちらが有利か分からないんですけども、会派が1会派でないことと、要は会派でまとまっている必要はないんですよ。だから、今回の自民党さんの件、要は会派でまとまって、議員の人が賛成したということではないので、一議員の個人の思いとして、判断として出ているので、2会派以上といったときに、2会派が所属している議員が全員があれしているということではないんですよ、特に。

要はそうするには、その会派、2会派が全員が認めるということであるならば、2会派以上というのは意義があるのですが、そうだけど、でも今回やったのは、自民党さんの見解だと、今までの会派の中で全員がしたということではないので、だからそうなると、だから私自身が思ったのは、2会派以上というのが、そうすると多い人数のほうが有利なのか、不利になるのか、また少ない人数のほうが有利になるのか、不利になるのかというのが分からないんですよ。

なので、だから私は、決まったからあれだけど、4分の1というのは少ないなと思っているんですけども、1会派というのは、これもだから1会派以上といったときに、その1会派の全員が認めるということになると、例えば7人いた場合に、6人が賛成するけど、1人反対すると、それは会派としての意見でなくなる、要は出られない、出せないということになってしまう。議論ひっくり返すようですみませんけれども。

○議長（木原 宏君） ちょっと議論を整理させていただきたい。今、副議長からも問題提案なんですけども、各会派の皆さんがどういう会派運営されているのかというのは、これはその会派会派でやり方は違うんでしょうけども、一つには、例えば代表者会議等々考えれば、会派の中でいろんな意見があるのは当然あるんだろうと思います。ただし、最終的

には会派の中で賛成、反対あっても、会派の中でまずは結論を出していただくわけですよ。

その中でどうしても私は賛成だ、どうしても会派の意向に従えないということになれば、当然その段階で議会運営の中での進め方の意見が合わないわけですから、会派を離脱するとか、それこそ1人会派になるとか、そういったことが当然普通は運営上はそういうことが考えられるということになるので、ここでいう2会派以上というのは、恣意的な運用を防ぐために異なるパーティー、異なる集まりの集合体の中の二つがこれは政治倫理審査会にかけべきだよねという意見をまとめてきたという判断をするということが多分恐らく会派、2会派以上構成するところからそれぞれ必要だというのは前提としているところなのかなというふうに思います。

そこから考えると、1人会派の人に1人一つの権限を会派として認めてしまうと、1人会派、2人いれば、2会派、3人以上構成する2会派と同等のパワーを持つということになると、それはやはり強過ぎる権限になるだろうと。多分恐らく3人以上のいわゆる会派の中で例えば6人いるところ、7人いるところの意見集約の中での一つの結論を出すところと、1人会派といえども、1人のお考えで決められてしまう1人会派の人が2人と同等な権限を持たせるというのは、やはりそれはそれこそ恣意的に運用ができてしまいますよね。1人会派の2人いれば、要するに開けることになって、当然人数は4分の1以上いなければいけないわけですけども、2会派以上、4分の1以上ということになると、会派の中で意見集約、当然副議長がおっしゃるとおり、会派の中でいろいろな御意見はあると思いますけども、そこは会派のここは代表者の皆様方お出になっていただいておりますので、会派の中でどういう意見集約をされるのかというのは、まさにいろんな御議論が交わされるのだろうというふうに思います。

ここで言うところの1人会派というのは、今私が申し上げたとおり、1人会派に一つの会派として認

めると、2人いると2会派以上の要件は満たすことになりますよということにもなるのかなというふうに思いますので、その辺の整理が必要なのかなというふうに思います。ここで会派の要件の在り方まで踏み込んでしまうと、ちょっとまとまらないのかなというふうに思います。

4分の1以上というところも、駒林先生のお話でこの要件をあまり引き上げることは市民理解にちょっと逆行するというようなアドバイスももらう中で、4分の1以上、2会派以上というようなところが過日皆さんの御意見で決まったところでありますので、その中での議論にとどめていただければと思います。

すみません、今でいう例えば自民党の会派でいえば、さきのときにはいろんな意見が正直ありました。その中で例えば会派の運営の仕方、会派では例えば今回政治倫理審査会の署名議員にならないほうがいいという会派の判断をしたけども、一議員として、これは看過できないという形で署名議員になったということになれば、それはでもやはり4分の1以上で尊重しなければいけない権限になる。

ただし、会派とすれば、会派決定に従ってはいないので、それはその中でそのときに会派でそれでも今回は会派決定にこの人は反対して、署名しちゃったけども、うちの会派とすれば、それは容認することになるのか、あるいは会派決定に反したので、あなたとは一緒に会派は組めないから申し訳ないけども、一旦ここでたもとを分かちましょうという形になるのかは、それは会派の判断なんだろうというふうに思います。

要件とすれば、開催要件とすれば、当然どんな判断の中でも一議員のそれは意思表示というのはそれは尊重しなければいけないということで、多分恐らくそれだけの覚悟を持って会派の決定に背いてでも、私はこれに署名しなければいけないという一人の議員として署名しているということであれば、それは要件を満たすということにはなる。

だから、会派と開催要件を満たすかどうかというのは、表裏一体な部分はあるんでしょうけども、そこは会派の裁量も残しておかないと、会派で一致して、全員賛成とみなして出てこいということまではここで書いていないので、それはだから先ほど言った、副議長が言ったとおり、最終的には議員の個々の判断、28人分の1ということの判断もいろいろ考えていかなければいけないというのは当然あるんじゃないでしょうか。それを踏まえているいろいろだから多分に考えていただかなきゃいけないことはあるのかなと思いますけど。

○議員（山本みちよ君） ちょっと分からなくなっちゃった。会派が決定して、今回のケースでうちの会派としてやりますよというのは、人数ではなく、会派としてという意味ですか。会派決定というのはどこの線引きでいうんですか。

○議会事務局長（秋武典子君） 2通りあるかと思います。会派の皆さんが一致されて、会派としてこれを出そうと。ただ、1会派では出せないで、ほかの会派の協力を求めようということで話を広げていくというのもあるかと思いますが、先ほど議長から御説明いただいたように、会派の中では出す出さない、どちらかに一致したんだけども、その決定には従えないということで、会派の中では分離しているんだけども、出す方がいて、さらにその人たちがほかの会派の同意を得て、2会派という形を、2会派の構成員ですよという形を取って出るということもある。

イメージ的には、定数の4分の1以上であり、かつ一つの会派だけではありませんよという、複数の会派の意見を持った人たちがいますよということにしなければならぬのではと考えています。

以上です。

○議員（山本みちよ君） そうすると、会派に所属する議員が4分の1に2会派以上いけばいいという捉え方ですか。

○議長（木原 宏君） そういうケースも出てくる。

○議員（山本みちよ君） ケースとしてね、分かりました。

○議会事務局長（秋武典子君） 定数の4分の1以上というのは決まっておりますので、確実です。そこが4分の1以上いる、さらにそれが一つの会派だけで構成されているというのではないというところを担保すればいいというところで、会派を構成しない議員の捉え方というのを考える必要があるかなと思います。その方が会派、よその会派に入っているという、会派に入っているという事実が必要なのか、それとも自分の会派でないという事実だけあればいいのか、そこの捉え方の違いかなというふうに思います。

以上です。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今の御説明をいろいろ聞くと、そうすると定数の4分の1の署名議員がここにいます。もう一個、2会派以上の賛成がありますというのは別じゃなくて、この4分の1の議員の中にミックスしている、存在しているということではないわけですよ。

だから、会派会議の中でここに同意するかどうか全員の承認を得るということも、それはそれぞれの会派の問題だけれども、あえてその中で決裂したとしても、ここの中でいろんな会派が4分の1の中に存在しているということで成り立つという捉え方でいいんですね。だから、前はそれで成り立っていたということを、前回の同様が成り立っていたということで理解していいんですよ。じゃあもうちょっと書き方がちょっと違うかなと。

○副議長（高口靖彦君） そうすると、1人会派で問題なくなるということなんですか。要はだから会派でまとまろうが、まとまるまいが、会派の中に3人いて、ほか、自分の会派でないメンバーをあと5人集めれば、4人か、集めれば、それで成り立つと。

○議長（木原 宏君） ただ、1人会派を容認。だから、持たせるのかというと、例えば今4分の1なので、7人必要なわけですよ。例えば一つの会派

で6人いたとして、1人会派1人に賛成してもらえば、2会派以上で要件を満たすということだって考えられるわけじゃないですか。そうなったときに1人会派、1人に一つの会派としての権限を与えていいのかという議論は当然考えなきゃいけないので、個々の判断を会派の中でどういう決め方をするのか、それは会派の皆様で決めればよいと思いますけども、例えば7人会派の中で3人が今回賛同するべきだという形で4人はこれは賛同すべきじゃないということで、その会派は個々の議員の会派としては拘束をかけないで、自由にやってもらって結構ですといった場合は、これは問題とするべきだという3人は、例えば他の会派に賛同してくれませんかというような話をしたときに、同じようにこの会派は同じように自主投票みたいになったからとかっていう、その人数を要件を満たす動きになったときに、1人会派のほうが例えば1人の会派に3人以上のパーティーと同じ権限を与えていると、そっちを御協力願ったほうが早いというか、そういうこともあり得る。

例えばそれこそ6人のパーティーがあったとして、1人会派の皆さんと同じ権限があって、1人会派の人を協力できちゃえば、それこそ恣意的に運用できることだってあり得るでしょうということ、それを1人会派の人にも1人といえども、3人以上の会派と同等の権限を与えるかどうかということが課題になっているというふうに私は認識しているところでございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうなると、やはり原則の会派構成という位置づけが今あって、3人以上というふうになっているところの原則に戻って、この部分は考えるということで、私はそもそも2会派以上の議員という、多分ここには賛同しなかったと思います。ただ、皆さんの意見で合意したという記憶です。

ですから、1人会派もそういう形では参画だけでも今言ったように1人会派の人たちの自由な参加は定数の4分の1の議員の1人のところに自由度が

あるわけですから、そこに加えた会派をカウントする、2会派以上というその中でカウントするときには、原則の会派という位置づけをしている議会基本条例の中の会派ということ的位置づけにしないと、何かおかしくなっちゃうかなというふうに思うのですが。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。3人以上が今会派要件になっているので、会派と明記するなら当然3人以上の会派と。もう一回選択肢を整理させていただきます。

○議会事務局長（秋武典子君） 説明の中で口頭だけでしたので、もう一度申し上げます。

一つの例としては、1人会派を一つの会派としてみなす。二つ目の案としては、代表質問に倣いまして、3人以上の署名、1人会派、会派を構成しない議員が3人以上集まってグループを組むと、賛同するとしたときに、会派とみなす。三つ目の案としましては、会派を構成しない議員は会派とはみなさないとする。

以上です。

○議長（木原 宏君） その前提を踏まえて、もう一度。

○副議長（高口靖彦君） すみません、私は1会派以上じゃないということだと私は思っているんですけども、要は何で1会派は駄目かと思ったら、多数の要は7人以上の会派があった場合に、その7人で反対が例えば2人、3人いても、7人が賛成していれば、それは通っちゃうということを避けたいということであって、その会派の中に3人が例えばやりたいけど、4人は反対したとか、その会派を抜けるか抜けないかは、それは分からないですけども、いずれにしても3人はやると。それ自体で、あとはほかの会派であろうが、誰でもいいんだけど、自分たちの会派ではない人を誰か1人、要は7人、定数まで含めてです。

例えばA会派という人のところでみんなは反対だけど、1人だけ賛成している人がいて、その人が自

分は抜けても、たとえその会派を抜けても俺は賛成するというのであれば、それはその会派の問題であるから、それは構わなくて、結局何を阻止したいのかといたら、一つの会派だけで成り立たせない。それ以外のことであれば、極端な話、無会派の人、1人会派の人が、1人の人が7人集まれば、7人でできると。だから、私が思うのは、一つの会派だけで構成しないと。あとは、交渉次第でどこからその人がどういうふうな立場の人であっても、7人そろえばいいんじゃないかというふうに思いますけど。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうなってくると、考えられることが2会派という、2会派以上ということが一緒につくわけだから、会派の中でいろんな議論があると思うんです。ここに署名議員になるんだったら、会派を出してもらいますよとなった瞬間、瞬間から、その人は無会派の1人会派のところになっちゃうわけですよ。そうすると、ここに存在すれば会派を名のれるけども、署名議員になったことによって出されちゃったら、今度はそういうことも考えられますよね。

○議長（木原 宏君） だから、その時点で1人会派の規定をつくっておけば、例えば1人会派、1人に1会派としての権限を与えるのではなくて、今のとおりで、3人以上の署名をもって、1人会派、要するに会派に準ずる構成員として、パーティーとしてみなせば、例えばAという会派に意見が分かれて、1人、会派を分かれて、1人会派になりましたといって、1人会派になったときに、1人会派の中で例えば2人、私はこれで賛同しますというような人がいたら、そこと合流して、一つの会派としてみなせば、1人会派、3人は賛成とかという、そういうふうになって、もう1会派が例えば4人のパーティー、5人のパーティーが請求しますということになれば、2パーティー以上の4分の1を満たすという、そういう形になるんだろうというふうに思うので、ここで整理しなければいけないのは、会派の要件を3人以上とか、2人にすべきだということではなくて、

1人会派にどういう権限を与えてやるのかというところを整理してくださいということです。

○議員(頭山太郎君) 委員長、よく分かりました。私は先ほど稲橋委員が御提案いただいた2番目の1人の会派で3人集まれば、一つのグループとして、そのとき満たして、請求権があるというところで、稲橋委員が先ほどおっしゃったのでいいと思います。

○議長(木原 宏君) 現実的にはそういうことなんでしょうと思うんですけども。

○議員(上條彰一君) 具体的な文言、いろいろ何か難しい文言が出ているのですが、ストレートに1会派だけでは請求できないという文言にすれば、そこら辺は解消しちゃうんじゃないですか。

だから、今、条文の案を9条のところの請求権のところを見ていて、これの2項のところの前項の規定に基づきとあって、署名する議員は二つ以上の異なる会派とあって、括弧、会派を構成しない議員も一つの会派とみなすというふうになっているのですが、ここを1会派だけでは請求できませんという文言にすれば、より明確になると思いますけど。

○議員(稲橋ゆみ子君) 交渉会派とは別に、だからそこはちょっと明記してもらえば、今の3人集まれば会派とみなすということが今までにないイレギュラーで出てくるということほどここに逐条解説で書いておかないと、会派の議会基本条例における会派と違うということを示して書いておけば、今のほうがいいと思います。でもそうしたら、会派ということが必要かとなっちゃう。

○議長(木原 宏君) 書き方とすれば、今の書き方で2会派以上、4分の1以上、定数の4分の1以上に加えて2会派以上の議員というふうにしたので、やるなら、1人会派は3人の署名をもって1会派とみなすみたいなことは書いておけば、網羅できちゃうのかなと思いますけど。

○議員(稲橋ゆみ子君) だから、そうすると上條委員がおっしゃるように1会派では結局それは駄目だということにして、開催要件を満たさないという

ことにして、その逐条解説として、1人会派は3人を構成したら、そのときはその状況にはみなすという注意書きをしておくという、今までにない取組をそこに書くということですよね。

○議長(木原 宏君) それもできる。その辺のところを委員の皆様で決めていただければいいのかなというふうに思いますので、御意見があればお出ししていただければと思います。

○議員(大石ふみお君) いろいろ1人会派という形で御配慮いただいておりますが、基本に戻って、会派というのは3名だということであれば、この書きようでいいと思うんです。4分の1以上、2会派以上ということにすれば、市民の方も分かりやすいと思うんです。

私も1人になって、市民の皆さんから会派になっていないよねと言われることもあるので、市民の皆さんとしては分かっているというふうに思いますので、これのほうが分かりやすいと思いますので、いいと思います。

○議長(木原 宏君) 逐条解説、大石委員、3人の署名があれば1会派とみなすみたいなのも必要ないと。そうすると、開催要件に会派を構成していないと、署名はできても、会派所属という形にはならない。4分の1以上のほうにはできますけど、会派という要件には当てはまらない。

○議員(頭山太郎君) 今、会派を構成しないところの大石委員から貴重な御意見ですから、そこからいただいた御意見ということでよろしいと思います。

○議長(木原 宏君) 分かりました。ということで、今、大石委員からも貴重な御意見いただいたので、まとめるとすると、このまま、定数の4分の1以上に加え、2会派以上の議員という形にして、大変恐縮ですけども、1人会派の皆様方は署名された場合は、4分の1以上のほうには当然カウントされますけども、会派のほうには規定されないというような形になりますけども、そのような形で今大石委員からも貴重な御意見いただいたので、それを尊重

したほうがよろしいのかなという形はありますので、皆さん、よろしいでしょうか。

○副議長（高口靖彦君） かなり重要なことだと思いますけれども、大石委員の一存でほかの1人会派の方々、それを後でひっくり返される、また基本的にこれ一回やると、会派となると、会派を構成するとなると、かなり大きなハードルになると思いますから、要は1人会派の方々がそれでよければ、何ら問題は。

○議員（稲橋ゆみ子君） 最後に、さっきの私が疑問に思っていることを確認なんですけど、そうなってくると、それぞれの会派の中での議論になりますけれども、署名議員になりました、それなっちゃったら、今議論したら、会派の中では賛同しないよ、今回のこの政倫審の開催、賛同しないよといったときの会派の中で審判が下されて、例えば会派のルールとしては出てくださいみたいになっちゃった場合は、この人たちは、あとはだから自分たちで会派を組むということですよ。

要するにそれは今の会派届を、変な話、これを契機に仮にですよ、これを会派を出されちゃったというふうになっちゃったら、それを機にその人たちが会派届を出すということですよ。そうすれば、会派として、一つ成立するということになって、3人がね、今原則3人だから、3人で届出を出したときには1会派ということになるという捉え方ですね。

○議長（木原 宏君） そうですね。

○議員（大石ふみお君） 今の話なんですけど、署名する時点だと思うんですよ。署名する時点で会派を構成、入っている人は、その会派のメンバーということだというふうに思うので、その後、出ようが、出まいが、2会派だというふうに会派になると思いますよ。

○議員（稲橋ゆみ子君） その時間差もちゃんと確認しておいたほうがいい。

○議長（木原 宏君） 恐らく時間差というか、今回条例が改正されれば、まず問題提起があった場合

は、議運の協議会に非公式にというか、秘密会のほうに情報提供が来て、これかかる、かからないみたいなことがやったときに、当然外に向かったの情報漏えいは、先ほど守秘義務の問題があったので、やってはいけませんけど、当然会派とかには持ち帰って、こういう案件が出て、会派としてどういうふうに対応しようかみたいな協議が恐らくなされるんだろうと思うんです。

そこで会派としてやり取りして、うちはこれ賛成してこうとか、反対してこうとかという中で、例えば私は賛成するべきだけど、会派は政倫審にかけるべきではないという判断になって、相入れないから自分は抜けるという段階になるとかというのがまずあるんだろうと思うんです。

まずは今回は議運の協議会で必要ありということになれば、申し送っていくわけですよ、開催に向けて、議長に返してくるわけでありますので、そこで多分そのいずれかの段階で署名議員というか、署名していただくような形になるのかな。

○主任（小林直岐君） 今の点について、会派、請求の要件は審査請求書を出す段階の話なので、事務局に届いた時点でこの要件が満たされていないといけないという形になります。

○議長（木原 宏君） いずれにしても、それでも出す段階において、これは出す必要があるという事実を多分会派なりがつかんでいて、例えばAという会派があって、うちとすれば、これは政治倫理審査会に諮るべきだと思っているという問題提起がその会派でいずれかのタイミングでこれは署名議員募ってやっていこうというときに、恐らくそういう話があるんだろうと思うんです。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、恐らくであって、それは会派の中で話すかどうかというのは、それはだから会派の中のルールだから、議員一人一人がその市民から求められたときに、これは大事、私、署名議員になりますという個々の判断をする場合だっただけにしもあらず。それは会派の中の話合いな

わけだから、それは会派の中でそういう話のときには一回落としてくださいというふうに言うておけば、その中で議論ができるけれども、そのあたりのところも……。

○議長（木原 宏君） だから、今の議論の方向性でいくと、例えばAというパーティーが例えば7人いて、他会派の賛成を募って、政治倫理審査会に署名議員募って提出していきましようという話にはいずれかのタイミングでいきなり会派で知らないうちに自分の名前が使われて署名議員になっているということは恐らくないでしょうから、そうなったときに、私は会派の方針には従いますとか、従いませんとかということになって、会派を出るとするじゃないですか。例えば会派とすれば、これは進めるべきじゃないみたいな話になって、よその会派から賛同してくれませんかとなったときに、今自分が1人会派になったときに、今のままだと幾ら1人会派が例えば7人いようが、8人いようが、そこで固まろうが、今の条件だと1人会派は会派じゃないから、4分の1の頭数にはなるけども、会派の2会派以上の構成は満たさない、1人会派にはなり得ないということですよということです。

○副議長（高口靖彦君） 私が心配しているのはクーデターなので、何も知らないときにやられるとどうしようもない。私は議長に出されたときに、会派が確認するべきだと。その会派の代表者なり何なりに、あなたの会派の方からこういう署名が来ました。あなたの会派、2会派なので、その会派の署名が来ましたと。そこを担保取っておけば、その書いた時点では確かに公明党だったけれども、後で除名されても、その時点のことが有効とされると、2会派の中に入ってしまうので、そこをだから議長がもらったときに本当に会派が認めている、2会派以上ということ認めているのであれば、会派としてあなたのところの会派の議員の人が書いてきたのは確かなんですけどね。でも、それが会派としては全然知らなかったと。幹事長が知らなかった、代表が知らな

ったという場合は、そんなことをあれしてはいない。要は私、怖いのは、そういうことです。要は知らない。私、これ食らいましたから、代表者会議で私は全く知らないで、これいきましたからね、あの後。

だけど、それを今、大石議員がそういうふうに言われたので、書いたときと言われたので、もし書いたときに自分がもう任期が途中で次はないとか、次は全然あれだというふうな場合の人たちであれば、それは全然問題ないというふうにして、会派だけは公明党で出したみたいな形になってしまうとできるよということになることを心配するので、だからそれをもしあれするんだったら、議長が受けたときに2会派の代表に、要は2会派以上とするのであれば、代表に確認しておいて、会派の代表が。そうすれば担保が取れるかなと。

○議員（頭山太郎君） これはやっぱり書いた時点でという大石代表のおっしゃるのはそのとおりだと思います。そのときにでも副議長がおっしゃるように書く人は確信的に書くわけですから、そうなると会派の数を増やすとか、その時点で会派だから、後で代表に聞いたって、それは仕方ない話ですから、会派の問題ですから、会派の数を増やすか、会派の2会派じゃなくて、もっと会派の多様な意見を聞くということで、会派を増やすか、それかもととの意見になって、やっぱり4分の1じゃおかしいという話に戻らざるを得ないですよ、そうなってくると。

○議長（木原 宏君） 私、議長という立場で今想像しながらお話を聞いていたんですけども、政治ですから、クーデターがあるというのは歴史が証明しているから防げないのかなと思うんですけど、仮に会派が気づかり知らないところでAさんという方が署名議員になったと、例えばAというパーティーに所属のときに。当然書いた時点でそれは有効なんだろうというふうに思います。

恐らく議長にそれが要件を満たして提出されて、受理して、協議会に送られていくという流れの中で、ある意味、副議長の御心配していることを

防ぐのであれば、受理する前に出されてきたものを確認して、各会派の代表なりにあなたの会派所属の何々さんという方からこういう署名議員になって、パーティー、要するに議長としての立場とすれば、2会派以上、本当に要件を満たしているのかという確認作業は必ず必要になりますので、後で盲目的に出てきたものだけ信じて、判こを押しちゃって、受理しちゃってということで、後々になってみたら、議長、何で確認もしなかったんだということになると、当然責任問題になりますので、要するに開催要件を満たしているのかどうかの確認は当然せざるを得ない、議長の立場とすれば。そうなれば、Aパーティー、Bパーティー、あるいはCパーティーというところで何人、何人、何人と来たら、これで間違いございませんねという確認はするということはある得るのかなと思いますけどもね。

○議員（稲橋ゆみ子君） そもそも論で、この今の要件、4分の1以上で2会派のという事例というのはどこかにありましたでしょうか。

○議長（木原 宏君） あると言ったでしょう、駒林先生。

○議員（稲橋ゆみ子君） やっぱり駒林先生がおっしゃったのは、ハードルを上げちゃいけないという、やっぱり市民から見て、議員が何かあったときの審査する場所というところのハードルを上げないというのはそうだと思うんですね。

ですから、4分の1というのは確定というか、あと2会派というのは、皆さんで決めたので、決め事としてはこの決めたことに対しての今の中のルールを決めていくということでは、今まで前回初めてだった。私は1人会派でしたので、署名の議員というのは自分の判断でしたという経緯があります。そのときにもし今回会派だったら、それはそのことをこういう案件が出てきて、というか、会派の中で会議をするという、それは会議というか、話をするというのは当然かなとも思うんですけども、（「来なかったから分からない」と呼ぶ者あり）だから、来な

かったんだけど、だからそれを細かく何か内規で定めるか、でもそこまで細かくね、例えばだから今の会派の問題がどの時点によってかということによって引っかけちゃうわけですよ。だから、書いた時点で会派だったら、それは2会派ということで認めるということではオーケーなんですか。

○議長（木原 宏君） すみません、時の議長とすれば、その会派でどういうやり取りがあつてというところまでは把握できないので、当然提出された要件に従って、逆に受理しないということになると大変な逆に問題になりますので、やっぱり大石委員言われたとおりということが、クーデターだろうと、何だろうと、出されたときの署名が会派所属議員であれば、その会派はということは、これは時の議長とすれば認めざるを得ないですよ。

○議員（頭山太郎君） 今、議長がおっしゃるとおりだと思います。だって、出されてきた時点だと私も思います。それで、会派の会長とかにこれ確認しようがない。確認したって、そのとき会派のメンバーなんだから、だから個人で出そうが、クーデターだろうが、何だろうが、出すんだから、だから会派の数を増やすしかないですよ。会派の数が二つだと問題だから、三つか四つ、分からないけど、増やせば、それが担保できると思うから、ハードルは上げていない、だって4分の1は変わっていないんですから、会派の数を増やせば、問題解決です。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、会派の数を増やすんじゃなくて、一つだけの会派じゃ駄目だよというルールしかないんですよ。だから、何会派以上とやってやっちゃうと、限りなく3会派となっちゃうから。

○議長（木原 宏君） 副議長が先ほどおっしゃっていただいたとおり、例えば7人以上の会派があつて、8人とか、9人とか、その会派が恣意的に開催ができないところに歯止めをかける必要があるから、2会派以上とやっている側面も当然あるわけなので、そこなんですよ。

なので、大石委員が言うとおりの、当然署名が書かれた時点で、その会派の中でどんなやり取りがあろうとも、署名議員、それだけ重いものじゃないですか、議員の署名というものは。覚悟して書くんでしょうから、それに疑義を議長で本当にあなたの名前書いてあるけど、本当に会派の総意ですかなんていうのはとても聞けないので、ですからやはり書いて提出された時点でそれは内情がどうであれ、やっぱりそれは受理、要件を満たしていれば受理するのが時の議長の務めなんでしょうから、4分の1以上、2会派以上の議員という形にして、1人会派の人に3人、例えば署名が集まれば1会派として扱うかどうかだけ決めてもらえればいいのかというふうに思います。

それが不要ないと今大石委員が言っているから、だからこのままでいい、定数4分の1以上、2会派以上の議員でいいですよ。だから、会派という要件の中には1人会派の皆様方は含まれませんよということでもいいのであれば、それでいく以外に、細かいことは確かにそれ言い出すと、そもそも会派とは何ぞやという話になりかねないので、それはまた別の議論になるというふうに思いますので、定数の4分の1以上、これは駒林先生のおっしゃったとおり、ここのハードルを上げるのは市民理解に逆行するというのは皆さん確認されていることでありますので、4分の1以上ですから7人以上ですね、今の議会構成で考えれば、28人の4分の1以上、7人以上、その7人以上の中が2会派以上の所属、要するに会派所属の議員が2会派以上からいないといけませんよという規定になるということ、その中に1人会派の人は会派ということには含まれません。ですから、極端に言えば、1人会派が7人いて、8人いて、8人全員が政治倫理審査会を開くべきだと言っても、他の会派から賛同があったとしても、自分たちは会派を構成していないので、2会派必要にはなりませんよ。だから、開催要件を満たしませんよということですよ。

○議員（稲橋ゆみ子君） 仮に7人、8人、1人会派の人がいて、署名議員の4分の1は満たすけれども、その人たちは会派ということはゼロ、あと二つの会派が参加しなきゃ駄目だという意味ですね。

○議長（木原 宏君） そういうことです。だから、今の議論で結論づけると、1人会派には要するに会派要件をこの政治倫理審査会の開催要件では付与しないということになれば、1人会派の人が何人集まろうと、それは人数、頭数にはなりますけど、会派の要件を満たしていないので、あと2会派から誰か賛同者を募らないと、開催要件は満たしませんよと、そういうことです。（「ハードル高いです」と呼ぶ者あり）高いとは言わないんじゃないですか。

○議員（上條彰一君） もともと私、先ほども発言しましたけど、いわゆる恣意的な運用は駄目ですよというところに歯止めをかけるということによって、今の会派をどうするのかということで議論していくと、2会派だとか、3会派だとかいうことになるんだけど、1会派では請求できないんだということにしちゃえば、こら辺のところはクリアできるんじゃないかということで私、提案したんだよね。そうすると、すっきりするんじゃないかと思いますけど。

○議長（木原 宏君） 私もそれはその提案で1会派では請求できませんという決まりはもちろんいいと思うんですけども、だからその場合は1人会派の皆さんは、何人いても会派ではないので、頭数にはなるけどもということですよ。

だから、書き方として、恐らく上條委員が提案していただいたとおり、要するに1会派だけでは請求できない、あるいは今のまま2会派以上の議員みたいなことになっても、いずれにしてもどういう書き方にしても、1人会派は会派を構成しない、会派には含まれないという形を書かないといけなくなるのかなと思います。

○副議長（高口靖彦君） 時間もあれなんで、私、できればクーデターができない状態につくってほし

いなど。要は会派の裏切りじゃないんですけれども、そういったことにつながっていくと。要は実際のどの会派にも言えることで、だからそれを防ぐためには、できるだけ会派の中でまとまって、それができるような状況にしていくという状況がベストなんです。

ただ、それができない状態で、クーデターみたいな形で起こされて、そしてそれでそれが通っていくということだけ、そういうこともあり得ると、そういう場合もあり得るとということが私はしたくないなというね。だから、何するかというと、後でぐちゃぐちゃになっていくと、要は後で会派の中で、もしくは議会の中でそういったことが起きてしまって、受けちゃったら駄目だからね。それがならないような形での手続きみたいなね。

後で特にこれ何かというと、議員任期とか、あとそういったときに自分の状況がどうでもいいよみたいな形の議員がそういうふうになられると、非常に請求者になっているにもかかわらず、実際の審査になったときにはいないと。自分が請求者になっているにもかかわらず、その議員がそういうふうにいないというようなそういう責任、そういう状況をつくってほしくないなと。

○議長（木原 宏君） 多分この一部分だけに焦点を当てるといろんな心配が出てくるんですけども、当然書いた時点で受理しますけども、そこから協議会に送っていったときに、書いた時点で受理はしますが、その後、会派の総意じゃないんだみたいな意見が出てくれば、当然協議会のほうではそういう意見も反映はされて、そこから本当にそれを開催に向けてやるかどうかみたいな、開催要件を満たしているかどうかみたいな議論も協議会の中で起き得る話なんじゃないですか、仮に本来本当にクーデターだったということになれば。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、プロセスが受理したところからスタートして、今回議員が参加するというのは、議運協があり、そこに議運にかけて、

ここが果たして中身についてみんなで共有して議論するということになっていきますよね、新たに。だから、ここでまた署名した議員がいて、要件が成り立ったとしても、どう変化というか、議会の中で受け取られるかというのは一定の議論があるわけですよ。

○議長（木原 宏君） この間のさきの会議では、ミニ審査会にはならないようにするということなので、多分協議会と議運は、要件を満たしている、事実を満たしているかどうかということ判断するんだろうと思います。それに照らし合わせると、例えば開催要件を満たしているのかどうかとかという確認は、協議会とか、議運では当然そこはやるんだろうというふうに思うんです。

そこで例えばA会派、B会派みたいなところで7人以上になっていますとなったときに、請求要件を満たしていますかといったときに、満たしていれば、受理せざるを得ないじゃないですか。それがたとえクーデターなのか、本意なのかどうなのかは分からないですけども、それはそこは縛りようがないですよ。多分例えばクーデターをしたと思われた、した側とすれば、必要があるから政治生命をかけてやったんだということにもなるのかもしれないので、それは分からないですよ、受理するほうは。

一旦休憩取りましょうか。暫時休憩いたします。

〔休憩 午後0時2分〕

〔開議 午後1時0分〕

○議長（木原 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き議員が審査請求する際の要件について御協議いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

御意見があれば引き続きお出しいただければと思いますけども、午前の会議ではいろいろな御意見が出てきておりまして、4分の1以上、定数の4分の1以上、2会派以上の議員ということで、1人会派の扱いをどうするのかという部分の議論の中で、上

係委員のほうからは1会派以上というような、1会派だけでは請求できないというような文言に切り替えてという話もありましたけど、いずれにしても1人会派をその際、1会派以上だとすると、その際の1人会派の扱いをどうするのかというようなことも出てきますので、1人1会派の権限を与えるのか、あるいは3人1会派、3人の署名があれば1会派と認めるのか、あるいは午前中のおり、大石委員からもありましたおり、会派は会派の規定どおり、そのままやるのが一番分かりやすいという意見もありますので、私とすれば、大石委員の意見を尊重して、会派は会派の構成として、そのまま。そこをいじろうとすると、違う議論も必要になってくるので、定数の4分の1以上、2会派以上の議員として、そのときにいろいろ会派としての意見が一致している、していないは、これは規定がそこはできないと見て、出てきた要件で受理するというようなところでいいのか、議論は尽くしたかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議員（上條彰一君） 私がさっき1会派だけでは審査請求ができないというふうに言いましたのは、現実問題として、去年の審査請求のことを考えると、うちと当時の民主・市民フォーラムと2会派、その他の人たちはいわゆる会派を構成していないわけですよ。自民党さんから分かれたお二方と前もって外れていた方と（「入っていたよ」と呼ぶ者あり）入っているんだけど、そうか、入っているんだけど、そういう場合はいわゆる会派としての1会派と見られるのかどうかという問題なんだけど、（「前回3会派」と呼ぶ者あり）そうか、その場合には3会派というふうに見られるわけ。だけど、ほかの人たちはクーデターだという話も……

○議長（木原 宏君） 実際は3会派だったんですよ、本当に。共産党さんから署名があって、民主・市民フォーラムさんから署名があって、たしか自民党・安進会から署名があったんですよ、その時点で。実際所属はしておりました。当然あまり固有名詞出

しちゃいけないんですけど、会派所属だった、かつてだった人は1人会派になって、署名されていたのも事実ですけども、会派所属議員も2人署名議員には自民党系会派からは署名されていたので、それでいくと3会派、間違いなく3会派にはなっていたということになります。

○議員（上條彰一君） 要は1会派だけではできないということになれば、大きな会派、7人以上の会派が出ただけで駄目ですよという縛りがかかるわけですね。そうすると、そのほかのところから例えば会派を離脱はしないけど、会派に所属しながら、名前を出すということになると、それは会派としての意思というふうに見られるのかどうかという問題が出てくるんだと思うんです。

だから、そういう会派の縛りというか、またややこしい問題になってくるので、2会派以上ということになると、会派としての意思なのか、どうのこうのという話になってくるんじゃないかというのがあるって、ならすっきりと1会派だけじゃできないよというふうにしておいたほうがすんわりくくじゃないのという、大前提では7人以上と、いわゆる4分の1以上という大前提があってですから、そのほうがすっきりするんじゃないかという意味で提案させていただいたんです。

○議長（木原 宏君） 今の案でいくと、1会派のみの請求はできないとなると、例えば6人の会派があったとして、1人会派の人に声かけて7人になったときに、1会派以上ではあるので、請求できるということにもなるのかなと。やっぱり1人会派の扱いをちゃんとしておかないと、1会派以上ではあるので。

○副議長（高口靖彦君） 今の上條議員の意見だと、1会派でも同じことが言える、1会派であっても意見がまとまっているとは限らない、そういうケースがあり得るということです。

○議長（木原 宏君） なかなか表現の仕方として難しい。1人会派の扱いを、会派の権限を要するに

与えなくていいというのが大石委員の要は会派は会派の要件でそのままいくべきだということを採用するならば、今の表現でも問題はないのかなと思いますし、それは1会派じゃ請求できないというふうにしても同じなのかなと。だから、その案でいくなら、どこか逐条解説の中で会派の構成する要件みたいなものは入れておけば、それで済むのかなと思うんです。

要するに4分の1以上のほうにはカウントされるけども、会派所属ではないので、2会派とか、1会派以上といっても、例えば1会派以上でも、1人会派の人が署名もらっていても、それは会派とみなさなければ、もう一方、どこかから会派所属の人の賛同を得なければ、1会派以上にはならないというようなカウントになるのかなというふうになるので、なので1人会派のほうには会派要件をそのまま当てはめるとすれば、すっきりするという大石委員の案のままいくのが、それでよしとしてくれているので、いいかなと思うんですけども、議論はかなり出尽くしたかなと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） そうしますと、いろいろ本当に熱心な御議論いただいてありがとうございます。1人会派の扱いについては、会派を構成しないというような扱いにさせてもらって、表現とすれば定数の4分の1以上に加え、2会派以上の議員という形を取らせていただいて、ただし1人会派は会派を構成しませんよという表現はどこかに逐条解説の中に入れていくというような形を取らせていただきたいというふうに思いますけども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

というような形でまとまりましたけど、事務局のほう、確認のほう何か、大丈夫ですか。

これで2会派以上の要件、1人会派の扱いは終了とさせていただきますと思います。

議会の措置

○議長（木原 宏君） 続いて、日程5、議会の措置を議題といたしたいと思います。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 議会が取る措置について御説明します。

(1) が措置に何を規定するかという論点です。

近年制定されたほかの団体の条例から、措置の部分を抜粋してまとめたものが資料2です。こちらも併せて御覧ください。

現在、議会がどのような措置を取ることができるのかの規定がありません。規定がないと、審査会や議会がどのような措置が可能なのか分からず、判断に困ります。また、規定することは、措置の可能な範囲を画する意味があります。例えば典型的な不利益措置である刑罰や行政処分の規定には、必ず可能な範囲が規定されています。

そこで、まず議会でできる措置を明記するか、明記する場合は何を規定するか、決定する必要があります。

次に、(2) の措置の手續について御説明します。

現在、議会がどのような措置を取ることか、規定がありません。駒林先生からは、議決か、それに近いことをする必要があること、しかし議決を要すると明記した場合、閉会中には次の議会の日まで措置が決まらないなどの不都合も考えられることから、柔軟に考える余地があるほうがよいのではないかとの助言をいただきました。

次に、(3) の違反がなかった場合の名誉回復措置について御説明します。

審査の結果、違反がなかった場合の名誉回復措置を規定している条例もあります。例えば「議会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じなければならない」などの文言です。

以上のとおり、議会ができる措置を明記するか、また明記する場合、何を規定するかという点、措置の手續は規定しなくてもよいかという点、違反がなかった場合の名誉回復措置も明記するかという点の3点について、御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。

検討課題であります網かけの枠内の検討事項について御議論いただきたいと思ひます。

御意見、御質疑をいただきたいと思ひます。

○議員（頭山太郎君） 措置は明記するべきだと思います。また、明記する場合は、前回の政治倫理審査会で決められた段階のもので、あのときもかなり調べていただいて、やっていたから、五つだったかな、あの段階でよろしいんじゃないかと思ひます。

それから、手續ということですけども、議決まではいかずに、ちゃんと審査会の中で決めていただくということで、「措置は議会です」と呼ぶ者あり議会か、失礼しました。議決までは、次のときまで措置が決まらないので、そこまでいなくてもいいんじゃないかと思ひます。それから、名誉回復の措置もしっかり明記していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見ございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） この措置の関係ですけど、議決は分かるんですけど、それに近い措置という、どういふことが具体的には考えられますか。

○議会事務局長（秋武典子君） 議決ではなくて、前回はそうでしたけども、議会で決定したという手續的なものが残るように恐らく代表者会議でお諮りして、議会全体の総意であるということで決定していただくという形になるかと思ひます。

以上です。

○議員（上條彰一君） うちの会派では、代表者会

議での決定というのがなかなか表に見えないという意見もあって、前回は動議で本会議で経過を報告していただくというような形になったんです。ですから、ここら辺はかなりこうしておこうということの明確な対応がきちんと必要なんじゃないかと思ひます。ですので、そこら辺は、そうはいつでも柔軟に対応することも必要かなとは思ひますね。

○議会事務局長（秋武典子君） 前回、動議を出されて、議会への報告、本会議場での報告があったというところにつきましては、次、6のところの審査結果の公表のところでも若干触れるのですが、公表につきましても規定がございませんでしたので、ここを規定することを前提に決定方法については議会の決定が行われる場ということで、主に代表者会議ですけれども、そこで決定はするだけけれども、報告するという定めをするというやり方はあるかなと思ひます。

○議長（木原 宏君） 私の意見になるんですけども、期せずして、私、福島前議長からバトンタッチして、まさにここの出口の部分の部分を預からなければいけない立場になったときに非常に苦慮した記憶がありまして、上條委員おっしゃられたとおり、代表者会議で決めて、嚴重注意処分するというような形になったときに、やっぱり全議員にきちんと報告する場をどうするのかということとかが多分恐らく網羅できていなかったがために本会議で動議が出たというような形につながったんだろうなというようなこともあるので、やっぱり何らかの決まりはつくっておいていただかないと、多分時の議長が非常に困るということがあるのが一つ。

また、措置の手續も同様でございます。時の議長の判断で何か恣意的にそこが例えば付度みたいなのが行われたみたいなことを言われてもいけないので、きちんとどなたがなっても、どの立場の方がなっても、この決め事にのっかってやれるようにルール化しておいたほうがいいだろうというのが一つ。

もう一方は、違反がなかった、あるなしにかかわ

らず、あった場合はいいんで、なかった場合とかの名誉回復の場というのも確かに決めておいてあげないと、やっぱりいけないんだろうなということを踏まえて、ぜひこのところは、この後の公表にももちろん局長がおっしゃられたとおり、次のところにも係ってくるんですけども、ここはしっかりルールとしてつくっておいてくれたほうがありがたいなというふうに思っています。

○議員（山本みちよ君） 今まさに議長おっしゃったとおり、本当に我々もそうだし、議長は特に悩まれたところかなと思います。あれだけ悩んだのに、私たちがどういうふうにしたかというのが手元にあると、そこをたたき台にして、私たちはこういうふうに悩んで、前回結論を出したけれど、それにつけ加えたものがあるのか、それともこれは要らないねとか、そういう参考になるかなと思うのですが、その資料はクラウドとかで見れたりしますか。

○議長（木原 宏君） 代表者会議でやったんだよね。あのときあったよね、資料。皆さんに諮った記憶はあるんだよね。分かんないな。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今、資料の話が出ましたけれども、そういう意味でも前は代表者会議の中で時間の制約もある中で初めてのことだったから、やったということがちょっとそういう明確に議事録は多少はあると思いますけれども、代表者会議の中でやったことによって、皆さんが見えにくかったというのもあると思います。

それで、今回は議員の参加は議運協議会、事前に議運協議会、それから議運に落として、それで審査会に送っていくという、そういうプロセスができていますよね。だから、そこでは議運というところがもう一度最終的なものも受けたところでのものになると、そこで公開ということになるわけですよね、議運の扱いになると。だから、それがその中の議論ができて、しかるべき措置をこういうふうにしますということがそこで議論されて、それで前は形が決まっていなかったけれども、議長が本会議

の中で報告すると、それがネット配信もされているので、そこで市民も情報共有できるという流れだったと思いますが、そういう市民にも分かるような形でやっていくというところでは、議運というところをうまく活用して、市民が傍聴、公開できるということをやったらどうかなと思いますけど。

○議長（木原 宏君） まず、多分今の御意見は措置の手續の部分の流れなのかなと思うので、まず一つ一つとして考えると、措置に何を規定するのかということですね。議会ができる措置を明記、まずするのかしないのか。また明記する場合は、何を明記するのか、それをまずたたいてもらって、もんでもらって、明記する方向なのかなと思ってはいるんですけども、どこまでどういう形で明記していくかというところでもまず決めていただいて、それが決まったら、その措置をどういうふうな手續で決めていくのかというところでやってもらえればと思うので、まずどんな措置をやるのかを明記するのか、しないのかということも含めて、御意見出していただけると助かります。

この手元の資料の2というやつですね、御参考に。いろいろありますよね、各議会の勧告とか、戒告とか、辞職の勧告とか、いろいろありますよね。注意、陳謝の勧告とか、いろいろまちによってありますけど、これで謝罪を求めるのもいろいろ法的な問題も出てくるとかというのもありますので。

○議員（上條彰一君） 議会事務局でまとめたいただいた資料2を見ましたが、結構辞職勧告というのはこんなにあるんだと思って見ました。相当いわゆる注意だけではなくて、いろんな段階を踏んで、役職停止だとか、誓約書の提出か、謝罪文の朗読、誓約書の提出、役職停止、役職辞任勧告、出席自粛勧告、さらに辞職勧告ということであるので、この中からいろいろ選んでくるんだろうなとは思いますが、きちんとするところはしておいたほうがいいのかなと思いました。

○副議長（高口靖彦君） これは名誉回復とセット

になっていると思いますので、当然辞職勧告願を出して、辞職勧告したときに、単純にそれが名誉回復の場のときに単純に辞職を返しますで済むのか、また済めるような状態になるのか、そういったことも考えられるので、そこをきちっと見ていただいて、議会がやったことに対してそれが違った場合には、それと相応の名誉回復をするということを併せて議論すべきだと思います。

○議長（木原 宏君） 確かにそこはワンセットであっていいのかなと思います。謝罪文の朗読みたいなのを求めて、どこかの議会で拒否して、それが議会としてちょっと違法性があるみたいな、司法の場で争ったなんて案件があったかのような記憶もあるんですけど。出席停止なんかは裁量権を超えるというような判断が一部されているような事案もあるようです。

○議員（上條彰一君） 資料2の2ページ目を見ると、措置の主体というのがあって、議長が措置する場合と議会が措置する場合、かなり議会が措置する場合には、特別委員会が措置するというような形になっていて、恐らく条例上では調査特別委員会というようなのを設置して、政治倫理審査会なりで審査したものを議会としてそれをどう判断するのかというところをきちっと議会としての判断をした上で措置をするということで、かなり厳密に対応していると思うんです。

この場合に先ほど副議長が懸念されたいわゆる疑惑であって、確定したものじゃないというふうになった場合に、当然名誉回復の措置も明記するわけですけど、恐らくそこまで至らないで、しっかり議会としてはそこまでは必要ないんじゃないかという判断はできるのかなと思うので、いずれにしろ議長に判断してもらうというだけでなく、先ほど稲橋委員が言われたような議会運営委員会になるのか、議会としてのある程度総意がしっかり協議できる場できちんと検討するというふうにしていく必要はあるんじゃないかと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見ありますでしょうか。

今のところは、何らかの措置は明記して、議長の判断だけによらず、きちんと議会としてもそこに携われように措置をしていくと、その中で一案とすれば、今回は事の始まりが協議会、あるいは議連ということで経由して、審査会という形になるので、審査会から一定の結論が出た場合は、また議連に戻して、そこからというような手続の話もありましたので、それも一つの方法としてはありなのかなというようにも思います。

なので、その辺の流れでいいかどうか、また措置はどこまで踏み込む。一番重いので見ているとやっぱり辞職の勧告ということかなのかな、あとは陳謝、あるいは出席停止を求めるとか、戒告とか、訓告とか、そういったことなんだろうと思いますけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今、資料を出してもらった墨田区の墨田区議会議員の政治倫理に関する条例というところの11条の事例を見ているんですけども、そこでこの委員会が、これ委員会だから、特別委員会が多分設置されて、ここでそういう措置という内容で二つ以上の措置を併せて講ずるように決することを妨げないみたいなことで、幾つか事例が挙げられているんですけども、こういうふうな形でうちも、この内容が全部いいわけじゃないんですけども、その時々によつての措置の内容をここに示して、時によるから、それは二つ以上ということもあるのは妨げないみたいな、こういう示し方がいいかなというふうに思うんですけども、それで内容はどうかという、さっきそれは求められないかという話がありました。だから、それが一体どの部分がこの例えば挙げられた中でなじまないのかというのは少し議論していけばいいと思うんですけども。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。いろいろ御意見が出るころではあるのかなと思うん

ですけれども。

○議員（頭山太郎君） 私は今、事務局から頂いた資料のところの議長からの注意勧告というのが初め出たときに、ちゃんとそれは文書でやったほうがいいんじゃないかということで、今回は議長から文書で注意するという事になったと思いますので、それがまず軽いほうのまず第一であろうと。その次は一定期間の出席自粛勧告、その次が議会内の役職の辞任とか、停止ですよ、勧告、一番重いのが議員辞職勧告と、この四つかなというふうに、あと名誉回復も入りますけど、そのあたりかなというふうに思っております。前回政倫審でやった中での踏襲していただくのが一番よろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。今、頭山委員からもありましたとおり、追加で出していた資料の措置ができる具体例とできない例も下段に書いてある。このできないというものは、これは盛り込めないのかなというふうになると、前回の踏襲しながら、できる具体例の措置を一度、次回まで大丈夫なのかな、何らかのことを盛り込むということを決めておけば、次の8月23日の会議で素案を出して確認してもらおうということでも小林主任、大丈夫ですか。

○主任（小林直岐君） それは大丈夫です。

○議長（木原 宏君） ということなので、次の会議までに措置の具体例を事務局案として前回の会議の中でいろいろ出た議会で、今あったのは議長からの例えば注意とか、文書による軽いほうから重いほうまで今議論とすればいろいろ出ているので、それを踏まえて、措置の一案をつくらせてもらうというのが一つ。次回に必ずそこで決めてもらうと、確認して決めてもらうというのが一つ。

だから、これは入れてほしいというのは、多分上條委員から言われたのは、どこかの議会を見ている辞任、辞職勧告みたいなものは入っている。多分

それが一番重いほうになるのかなというところだと、段階に応じて、一番軽いのが多分議長からの注意、次に重いのは文書による注意、議場での謝罪文の朗読とか、陳謝の勧告、一定期間の出席自粛の勧告、議会内の役職の辞任勧告、議員辞職、ここに書いてあるとおりですよ、大体考えられることは。あと、当然名誉回復の措置もセットにしなきゃいけないということですよ。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今回の取扱いは、この中では文書による注意というのに当たりますか。文書を本人に渡しているんですね。

○議長（木原 宏君） 朗読して渡しました。

○議員（稲橋ゆみ子君） 文書による注意、分かりました。

○副議長（高口靖彦君） だから、名誉回復のほうも、それに沿って例えば注意で済むんだったら、そのときの名誉回復もそれに値するもの、文書で出して、注意した、警告したんだったら、戒告したんだったら、それに値する名誉回復、当然議員辞職まで出して、言って、それが覆されたときにはどれだけの名誉回復をするかということもきちっとここには書いておくべきであると。そうでなければ、一人の人間の政治生命、また人生において、大変なことになるということを私たちは覚悟してやるべきだと。そこがきちっと書くべきだということで考えていただきたいというふうに思います。

○議長（木原 宏君） 恐らく審査会は、今回これが改正されれば、議員は入らなくなるので、審査会で厳正な審査の結果、結論が出てくる。それに基づいて措置が行われる、議会として措置を行うということになったときに、例えば辞職勧告が出ても、それは法的拘束力がない状態なので、それを拒否するとなった場合、名誉とすれば、審査会を経て、議会としてはこういう措置をしましたというのが例えばホームページ上とかに出て、名誉回復するんだったら、いやいや私とすればこういう考えで拒否したというのが並列で出ることが一案とすれば、そう

というのが名誉回復とかという形になるのかなと。市民からして、議会が取った措置と当該議員がなぜ拒否したかとか分かるセットにしておかないといけないという形になるのかなというイメージかなと思うんですけど。

○主任（小林直岐君） ここで言う措置の一つとしての名誉回復というのは、議会が行った措置に対する弁明の意見書の提出とかという意味合いとは違って、政治倫理審査会が開かれたけれども、措置に値するような事実はなかったというときに出来るものになります。なので、何らかの例えば注意とか、出席停止とかの勧告とかをしたときには、名誉回復措置というのはなされないという形になります。

○議長（木原 宏君） 分かりました。そこは整理して考えましょう。審査会で何もなかったという判断が出たときには、きちんと名誉回復しなきゃいけないということがセットであって、注意だとか、何だとか、要するに認められた、審査会で条例違反を認められた場合の名誉挽回というのはないということになる。それは審査会で出た結論ですから、そういうことになる。

○議会事務局長（秋武典子君） それは意見陳述といますか、意見書を出していただけて、それを同時に同じレベル感で公表するという事もできる。

○副議長（高口靖彦君） でも、それで平等性になるのか。政治生命とか、そういったことのダメージと平等性になるのか。

○議長（木原 宏君） ただ、審査会で議員が入らない委員も、これから市民が入るか入らないかは抜きにしても、後で決めることですけど、審査会で出たものが不服としたときには別のことが。

○副議長（高口靖彦君） 当然議員は訴えられてくると。名誉回復に名誉棄損の議会に対してか、市に対してか分からないけども、そのときに議会はどういうふうな状況を取るべきかということをおろそかに想定されるので、それは考えておかななくていいのかということになるんですけど。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、例えば今回は不服というか、出されたものに対して、密室でどういう状況か分からなかったですけども、議長のほうからそういう注意をしたと、嚴重注意をしたということで、了解したわけですよ。了解というか、だから、もしだからそこに違いがあったとしたら、いやいや私としてはこの内容としては事実としてはというところが出てくる場合もあるわけですよ。

そうしたら、こういう理由でこうじゃないんですということを述べることにもなるかもしれないというところとしては、そういうふうに出されたときに、そこから先はどういうふうになるかということにもなるんですけども、やっぱりそのときに違いがあるんだったら、はい分かりましたと言えないわけですよ。だから、その場合はどういうふうにする。

○議員（頭山太郎君） ですから、今おっしゃったところのことは、先ほど3ページでやった審査対象議員の意見表明の機会のところの審査後に意見書を出せるということですから、それがちゃんと公表されるということが条文化されますから、審査会で決定して、措置をしました。措置はそれで終わり、それで議会で措置するわけですから、それに対して不服があるという場合には意見書を出せるということですから、それはそれでいいということではないかと思うんですけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうすると、意見書というのは、議会が措置を行う前、後ですか。

○議長（木原 宏君） 後。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、措置を相手に辞職勧告じゃないけど、そういうふうにしますというふうにしてそのことを申し伝えたら、いやいやその事実は実は違うんですけど何か意見表明したものとして、そうじゃないというふうになることは、その場ではあり得ないということですか。だから、その場では措置をこっちが申し入れるというか、議会としてもこういう決定ですよ今回みたいに議長のほうから伝えて……

○議長（木原 宏君） だから、流れとすれば、当然審査会で結論が出るわけですよ。それがどういう経緯をたどって、議会に来るわけですよ。当然措置は措置として、そこに審査会で出た結論に議会として変えちゃうということではできないので、それはこういう審査会の中でこういう結論が出て、議会としてこういう措置をしますというから、一旦受理してもらって、そこでまたそれが意見があるならそこで意見を出してもらおうという、拒否するなら拒否するに足る意見を出してもらおうということになるんじゃないですか、イメージとすれば。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、そういう流れを規定の中に入れるということですよ、今の流れを。

○主任（小林直岐君） 今の流れについては、資料3の条例案の18条ございます。10ページ、18条。

○議会事務局長（秋武典子君） 審査結果の報告を受けてからなので、措置というよりは、審査結果の報告を受けてから、2週間以内に意見表明を出すことができる。それが審査結果と同じレベル感で公表すると、併せて公表すると。

○議長（木原 宏君） これですよ、今言っていたところは。そうすれば、議員の名誉回復というんでしょうか、主張というんでしょうか、それも審査会での結論とそれを受ける受けないを別にして、意見を述べる場はつくって、それを公表する場もつくれるということであれば、それはその議員がこれを活用すると、使うということであれば、自分の防御権というんでしょうか、名誉回復としてのこれも当然並列で議会としては取り扱うということになるかなど。

○副議長（高口靖彦君） いずれにしても、相当完全に黒だみたいな例えば議会に出席しておかないって、どこかの都議会議員がされていましたが、ああいう誰が見ても明白にわざわざ政治倫理審査会を開くまでもないような状態で議員辞職勧告決議案を出すのはあれですけども、恐らくは審査会といっても裁判ではないので、その詳細なことというの

は当然出てこないもので、その上でのあくまで双方が隠し持っているような情報があるかもしれないというような状況の中での審査で出されてきたもので、それについてのものであると。

最終的にはそれが裁判で争われていることが往々にしてあるので、そういったところを本来は待つてやるべきなのを前倒しみたいな形で出すということのある意味自覚を持って、それがどういうふうな条例とか、規約とか、逐条解説が分からないんですけども、そうしないとあくまでもそういう状況の中でのもしこの議員辞職以外出すということになると、相当な危険があるのかなど。はっきり黒、白がついているものであればまだしも、いや実はみたいな状態があるという状況にもなりかねないということだけは私は懸念するので、そこは何らかしておいて、要はその立場に立ったときに、その人の立場、私は冤罪とか、そういったことがすごく心配するので、そのことについては注意していただければと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。当然そういった副議長の御指摘のところもカバーしていかなければいけないということも踏まえて、次回までに一連の措置の流れをつくらせていただいて、皆様方に御決定いただければと思います。

措置についての明記の部分はそこでいけるとして、手続ですね、今度は。その措置をどういった手続でやるのか、それを規定するのか、しないのかというところを二つ目の検討事項のところですね、この部分どういった流れで措置をしていくのかというところの御協議をいただければと思います。

御意見があればお出しをしていただければ、先ほど稲橋委員のほうからも審査会から戻ってきたものを議運から送ったものだから、議運で受けて、その後、例えば議長に戻ってくるとかという流れになるのかなど。議長から必要な措置を講ずるみたいなのが一般的な流れ、考え得る流れかなと思うんですけど、きちんと全議員が分かるような形でそれが共有

できるような形、議決が一番いいんでしょうけども、閉会中になると、次の議会まで待たなければいけないということになると、措置が決まらないなどの不都合も考えられるので、議決に近い形というような表現もされて、多分いろいろ考えて、この表現にしてくれているんだろうなというふうに思いますけども、その辺のところをどうするのかというところを御協議いただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 議運で適否をやって、それで議運はそれやるがありましたから、それで議運でいいですけど、でも戻すときにまた議運に戻しても、審査会で出たのをそのまま受け止めるしか、そこでどうのこうのということとはできないので、そこで決を採るために御了解いただくためにするというのであれば、やる意味はあるのかなと思いますけど、受け止めるしかないですから、そのまま議員辞職勧告なら議員辞職勧告、それから文書によるなら、それを決を採る、それをするためにやるならいいかもしれないけど、でも手続を規定するかどうかということですから、そこが受け止めた議長として、ちょっと重かったなというのがあるのであれば、一回決を採るためにかませるのは手続上おかしくはないかなと思いますけども。

○議員（山本みちよ君） 質問ですけど、他市でこういった流れ的に事例的なものはあつたりするんでしょうか。

○主任（小林直岐君） これまで見た範囲では確認したことはございません。

○議長（木原 宏君） 措置、要するに審査会で結論が出たら、時の会長が例えば議長にそれを多分報告に来てもらって、議長とすれば、それは受理する以外の選択肢はないので、それに基づいて措置を出すんですけども、その措置をどうするのかという話になるのかな、やり方とすれば。

○議員（頭山太郎君） それはやはりちゃんと形が経過が残るようにするんだったら、議事録をちゃんと出せるような、議運しか受け止めるところが、議

運で話したんですから、議運でしっかりときちっと話し合った、そしてそこで皆さんの御了解をいただいたという形が議事録に残ったほうがよろしいのではないかと、議長もその後進めやすいのではないかと。あと、それをすれば議場で云々ということは必要ないのではないかと思います。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） ちょっと小林主任にお聞きしたいんですけど、墨田区議会の政治倫理に関する条例というところで、遵守義務違反の審査等というところで、11条に書いてありますけども、「審査事案の審査を付託されたときは」ということで書いてある、付託しているのが特別委員会に、だから新たに審査会で出た案件をさらにここで特別委員会に付託されて議論しているのかなというふうに捉えるんですけど、そういう意味じゃないんですか。

○主任（小林直岐君） ここは政治倫理審査会ではなく、ここで言っている政治倫理審査会が墨田区言えば特別委員会になっているという状態です。なので、これとは別に政治倫理審査会があるわけではないということです。

○議長（木原 宏君） だから、措置の中に議場におけるかという措置にしておいてくれば、議場でやるようにはなるんでしょうね、手続とすれば、それは手続、そこが明記されないと議長に返ってきて、例えば議長による嚴重注意みたいなものが例えばあったとしたら、分からなくなっちゃうということもあるのかなという、だから要するに記録に残る形で分かるような形の手続をやるかどうかです、明記するかどうか。

○副議長（高口靖彦君） 議場において嚴重注意とかをされることというのは、具体的にはどんな感じがあるのか分かりますか。

○議長（木原 宏君） 結構ほかの資料2を見せてもらおうと、議場での注意とか、議場での陳謝の勧告とか、措置の内容。だから、措置の内容にこれが書

いてあれば、事実上それは手続でしょう。

○議員（頭山太郎君） ですから、それは地方自治法の懲罰で公開によるというのがあるけども、それは措置ができない例で、議場におけることはできないと入っているわけだから、それはできないわけですよ。だから、それは駄目なわけですよ、議場ではできないんですよ。だから、議会ができる措置の例でやっているわけですから、懲罰ではできないということですから、そうですよね。ですから、議場における陳謝、戒告はできないわけですから、ですからそれは議長室で行うしかないということです。

○議長（木原 宏君） 微妙な書き方なんですよ。義務としてでなければ、できるのではないかみたいなことが書いてあるんですよ。

○主任（小林直岐君） ここも勧告であれば問題ないのかなど。議場で陳謝しなさいという勧告というような形であればできるんですけども、それを拒否することができるからということで、自らの意思でという意味合い。

○議会事務局長（秋武典子君） 措置の内容で注意ということで前回も相当事務局のほうで気をつけたのが、権利の制限だったり、義務を課すということではできないということで、それは地方自治法にあるものの上をいくことはできないということなので、そうではない。なので、注意するであるとか、何かしらの勧告をする。辞めたらどうですかという勧告、出席をやめたらどうですかという勧告、注意を議場で謝罪文を読んだらどうですかという勧告ということにとどまるというふうにお考えいただければよろしいかと思います。

○議員（頭山太郎君） そうしますと、勧告だと議場でできるということですから、もし決めるのなら、そこまでしっかりと措置を明記しないと、決断を下すのに困ると思いますから、そこもはっきりしたほうがいいと思いますけども、議場でやる意味があるのかどうかということもあると思いますから、そこは協議が必要だと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） 措置の内容と措置の決め方にちょっと両方に行ってしまう感じがあります。

○議員（稲橋ゆみ子君） 措置の内容ね。

○議長（木原 宏君） 内容は次の次回に示すという形で、その措置を取るに当たって、どういう手続を踏むかということですよ。

○議会事務局長（秋武典子君） 流れとしては、報告書が議長に提出されます。その結論を議会としては尊重するということは決まっている。なので、その尊重して措置、議会としての措置を決定するのをどの場で決定するのか。

○議長（木原 宏君） 議運なのかな、議運から行っているから。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、議運でそのことを落として、これをどうするか。議決案件にはならないね。でも、決定する場所はだから議運で、最終決定して、本会議に持っていくというイメージ。

○議会事務局長（秋武典子君） それは報告のところでやっていただけるとありがたい。

○議員（稲橋ゆみ子君） 流れとしては、ここで決定したものを最終的に本会議場で報告が、この前の流れだと私はそういうふうにしたらいんじゃないかと思うんですけど。

○議長（木原 宏君） 手続とすれば、審査会から答えが出る、議長にそれが示される、議長から議運に諮問して、こういう措置がこういう結論が出てきたので、御決定くださいということで議運で決定していただく、そのときに決定していただいた内容に従って、その次の取組に、措置に移っていく。議場での何々の例えば勧告とかと決まったら、それに従ってやってもらうと。

○副議長（高口靖彦君） あらかじめ基準みたいなものを決めておくべきだと思いますけれども、基本的には私は議員を、だから本当に黒の場合は別なんですけれども、そうでない場合は私は議員を守るべき立場に議会があつてしかるべきだなと思っている

ので、その議員を辱めたり、インターネットで流れたら、それずっと流れる、誰かが撮られちゃったらずっと残るんですよ。これSNS上の最大の問題の一つですけれども、どうしようもない。それを後で名誉回復ができたとしても、それを撮った人が悪意的な形でそれをもし使ってしまうと、知らない人はこの議員はこんななんだみたいになってしまう。

だから、私はできるだけ例えば原則としては議長室であるとか、そういったところでいうふうにしておいて、これはよっぽど黒だね、よっぽど駄目だねという場合には議場とかというふうな話もあるんだと思うんですけども、そういったことをある程度取決めしておいて、分からないんですけど、どういうふうな形で分からない。それで議運なり何なりで決めていっていただけるのがいいのかなというふうに思います。できるだけ私は、でないで議会が議員を守れなかったら、誰が議員を守ってくれるのかというふうなことを私はすごく思いますので、よっぽど黒でない限りはそうしていったほうがいいかなというふうに思っています。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうおっしゃることは高口副議長のおっしゃることの内容は分からないんですけど、政治倫理審査会にかけられるということ自体がまずはやっぱりハードルが高いと思うんです。だから、最初もちろん要件を満たして、人数要件と先ほどの会派のそれが満たされていれば、受理をせざるを得ないにしても、受理した中身が果たしてどうなのかということも議論していくプロセスはあるわけですよ、多少なりとも。

だから、その時点でまずはふるい落とされるというところが当然あるわけですから、最後のところでの心配よりも、そこをしっかりと私たちもきちっと見極めていくという質を高めていかなきゃいけないというふうに思っていますし、やっぱり公表は後になりますけれども、やっぱりきちっと公人である以上は、そういうプロセスを経て結論が出たものは、やっぱり本会議場で公表するという、それぐらいの

やっぱり重みを感じながら行動しなきゃいけないということを私たちは逆に捉えていかなきゃいけない。

何かあったときにこちら側が守るとか、訴えられるという、そういう恐怖心は分かるんですけども、それをちゃんと進めるために、真つ当なプロセスをきちっと踏んでいくということを、それをみんなが全議員が共有して、自分のいつも倫理をやっぱり振り返っていくということにつなげるべきじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） もちろんそういった話もあるんですけど、ここで大事なものは、当然いろんな御意見はあるんですけども、今決めているのは審査会が開かれたとして、戻ってくる答えをどういうプロセスで、そのスキームをつくっているわけで、守るのも大事なんですし、当然そうならないように議員が心がけていくということはもちろんあれなんですけど、大事なここで決めていただきたいのは、いいとか悪いとか抜きにして、開かれて、その必要がありということで審査会に議運から行ったときに、答えが返ってきたときに議会としてどういうプロセスを踏んで措置に至るのかということは決めておかないといけないので、そこをどう決めますかという、流れだけは決めておかないと、時の議長の判断でみたいなことになるといけませんので、議会として、守る守らないとか、そういうこと以外にスキームとしてつくっておかなければ、仕組みとしてつくっておかなければいけないので、審査会から返ってくる答え、措置がこういう措置をしてくださいという結論が出たときに、議会としてそれをどういうふうな手続でその措置につなげるのかというところをぜひお考えいただきたいということでございます。

今の話でいくと、議長に返ってくる、答えが示される、議長から議運にこういう審査会からこういう措置をするように答申が来ました、皆様方でそのことについて御決定くださいと。議長からこういう審査会を経て、こういうプロセスになって議運に諮っ

たから、これでいきましょうということが決まれば、そこで御決定いただいたものに基づいて措置が行われるようになるんだろうというふうに思うんです。

そのときに措置の内容が議場での厳重注意とか、謝罪の勧告とかとなっていれば、そこで決まっていたら、その後、議場でこれに基づいてやりましょうということになるんだろうと思うので、その流れですよ、どういう流れで措置につなげていくのか、いいとか悪いとか、守るとか守らないじゃなくて、そこを決めておかないと、答えが審査会から返ってきたときに議会としての受けるのは時の議長の判断でいいんですかということになっちゃうと、それはよくないでしょうということなので、どう受けて、どう措置につなげていくのか、その手順の手順を考えてくださいということです。

○議員（上條彰一君） 審査会のほうからの審査の結果が報告されると思うんです。その中には当然この条例上定められたこういうふうな措置をすべきだということが明記されるわけだから、議会運営委員会にそこら辺が報告されて、その措置が妥当なのかどうかというところを議会として判断して、一定のこれはちょっと重過ぎるんじゃないかという場合には、尊重はするんだけど、一定の調整をすとか、これはもうちょっと重い問題じゃないのかということになれば、そういう措置をすとか、そういう判断をして、それをきちんと議長に返すと、その基に議長が対応するというのでいけばいいんじゃないでしょうか。

○議員（頭山太郎君） そうしますと、今の御発言だと、やる場所を議運で決めるということですか。措置は例えば議長からの注意と文書による注意とか、それは変えられないわけだから、それはそれが来るわけですから、それを議場でやるのか、議長室でやるのかとか、その内容によって議運は判断するというそこがいいのか、それともそこまで措置の中に書き込んでおくのかということもありますから、ちょっとそこら辺が私は決まったことは議運でそのまま

受け止めると思っています。それは代表者会議も今回そうでしたよね。受け止めて、それをどのようにやるかということはもちろん話し合いました、代表者会議で。その余地を議運に残しておくということなんでしょうか。○議員（上條彰一君） 尊重するですから、審査会が提案した内容があまり動くということはないんだと思いますけども、それでも念には念を入れて、議会としては議会はその結果を受け止めて、しっかり審査、検討もして、措置を決めていくというふうなことになるんじゃないかと思いますけど。

○副議長（高口靖彦君） 私が言いたかったのは、そのことなので、だから議運で決めていただいていると思うんですけれども、ただ原則として、どこでそれを注意するなり、勧告するなりの場所はどこでという話をあらかじめ原則としては私は議長応接室だろうというふうにしておきながら、ただだけ、それを議運でこれはあまりにも黒だと、あまりにも大きいと。なので、この場合はちょっと議長応接室では甘いと、緩いということで、議会、議場ということ、そうじゃないとインターネットで流れるか流れないかということ、私は一番心配するんです。（「つまりそれは公表ということでしょう、公開ということでしょう、そうなる」と呼ぶ者あり）議長応接室のところ、それを許すかどうかという話もまた出てくるとは思いますけれども、基本的には私はそういった証拠写真なんかを撮ってほしくない。

だから、さっきも言いましたけれども、逆転されたときに流れちゃったものは止められようがないんだよね。ずっとそれが流れるということを懸念しているんで、要はその方に対しての注意、その議員に対しての注意、警告、勧告、分からないけど、そういった措置を言えればいいだけなので、その措置をすることが大事なのであって、それを広く世間に、もしそれをする必要があったら、裁判のほうの結果において、追加で何か必要だったということが

あるならば、そうかもしれないですけども、そこま
で議会としては行う必要はないんじゃないかとい
うふうに思っています。

○議員（山本みちよ君） すみません、話、少し戻
りますが、先ほどの上條委員の話を聞いていて、ち
よっと違和感があったのは、審査会からの意見、措
置の内容を尊重するけれども、それをもう一回議運
に来たときに重いか軽いかというのを判断するよ
うな雰囲気でも聞こえたのですが、それはちょっと違
うような気がして、やはりきちっと審査会を専門家
の方に入っていて出したものは、それを尊重し
て、そのままを議長が受けて、それを議運に報告す
るという形がいいんだろう、確認。それで、その内
容に基づいて、どのような公表しますかというところ
を議運できちっと決めていくというような流れの
ほうがいいのではないかというふうに感じました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。確
かにおっしゃるとおりかなと。審査会で出た結論を
議運で手直しができちゃうのであれば、送る段階か
らその議運の場が審査会の場になり得ちゃうとい
うことと同じ意味になるので、出てきた答えを尊重
するというのであれば、確認する場が議運になる、
受ける場所として考えるなら議運が受ける場所、確
認する場になるわけで、どれぐらいの黒かとか、ど
れぐらいの白か云々というのは、今回議員が入らな
くなるので、それすら多分審査会に委ねられること
なんだろうと思うんです、多分恐らく。（「傍聴で
できるのか」と呼ぶ者あり）もちろん傍聴はできると
思いますが、なのでその手続としては、今、山
本みちよ委員が言われたような手続になるのかな、
公表の部分まで今お話もありましたけども。

そこまでワンセットとして考えるのであれば、出
てきた結論にどうこう、それを変えちゃうというの
はやっぱちよっと違うんだらうなと思うので、議
長に返ってくる、議運にこういう結論が報告されま
したと、ついてはどういうふうに例えば、でも公表

までとなると、どう公表するかということも措置
の中に含まれている可能性もあるんだよね、多分ね、
議場でのとかね。

○議会事務局長（秋武典子君） でも、措置の在り
方ですよ。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、場所の問題で結
構重いか軽いかを言っているよね。例えば議長室は
密室のところ、だけど本会議場だったら公開の場所
というところでは、重みの度合いも高口副議長はお
っしゃっている。

○副議長（高口靖彦君） 私が心配して言っている
のはインターネット。

○議員（稲橋ゆみ子君） インターネットで中継す
るって。

○議会事務局長（秋武典子君） 公開の場での謝罪
とかということですよ。

○議員（山本みちよ君） それは例えば議会に措置
の内容を示していただきますけど、そこに例えば議
場での何とかという形で明記されるのかどうか。そ
れに従うということはどうなんですか、その判断
も含めて。

○議員（頭山太郎君） ですから、政倫審で話し合
っていただいたことの結論をいただいたものにどれ
だけ手心といますか、こちらの加えていいのかと
いうのがあると思うので、最後まで決めていただ
いて、それを分かりましたと受け止めるだけの議運に
するのか、そこでもう一回何かまた最後にそこでも
むようなことがあっていいのかなのかというの
はちょっと分かりませんので、どの程度決めるのか
というところがあると思いますから、判断余地を残
すのかどうか、議運でということだと思っ
てもいいけども。

○議会事務局長（秋武典子君） 判断余地がどれぐ
らいあるかという、ごく狭いとは思いますが、
ただ信用してお任せするので、ないと思うのですが、
あまりにも考えの基準が違い過ぎて、議会として捉
えるには理不尽であるということがあ
るかもしれな

い。なので、その可能性をまるでなしにしておくわけにはいかないということではある。なので、尊重という言い方になっているかと思うんです。

なので、報告が出ました。基本的にそれは尊重します。議長が議運に諮問して、これで了承、こういうのが出たので、こういう決定で了解していただきたいということで、そこで議会として決定したという形を取る、議決に似た形ということで取るという場にしておくということで、もし万が一何かそこであったら、そこで議論が行われるという場として残しておくという必要はあるのかなと。

○議長（木原 宏君） 確かに局長がおっしゃられたとおり、先ほど副議長がおっしゃられた議会が議員を守るという観点で見れば、そこが一つのストップ、これは明らかにというところがあれば、そこで議会としての意思は示せる余地は残しておくみたいな。

○議員（頭山太郎君） ちょっと政倫審を体験した者だとすると、あれだけ苦労してやった答えが、最後のところで知らないところで、全然分からないけど、どの程度か分かりませんが、違うほうになるというのは、特に専門家の方にやっていただくのに、そういうことになってはいけないと思いますから、万が一余地を残す意味がちょっと私もあるのかなと、そのまま受け止めて、そのまますればいいんじゃないかなと思うんですけど、そこに残す余地があるんだったら、極めて限られたものであるべきだろうというふうに思いますが。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、最後に残されたものは、結局重さをどういうふうにこちらが取り扱うかで、例えばさっき言ったような議長室で行うか、要するに本会議で行うかという、そういう最終的な手法、公表の手法になってくる。だから、それも中身の重さになるかもしれないけれども、そういうことを最後、出されたものに対しては変えられるわけではないけど、その重みを内部でどう受け止めるか。

はっきり言って、今回の、言い方悪いんですけど、密室での、密室って議長室ですね、議長室で注意したと、嚴重注意したということは、誰もほかに見ていないわけですよ、議長にお任せして。だから、それは言い方は悪いけど、1対1でそれは議長を信頼して、お願いしているというわけですから、それだってもちろん当事者としては重みがあると思いますけども、外側から見たら、そこは全員の中で何かが行われたということではなく、その事実を議場では公表して終わりになったわけですから。

○議会事務局長（秋武典子君） 今副議長がお話されていたのは措置の場のお話で、今回の政治倫理審査会、前回行われた政治倫理審査会で議長がお話されたのは公表の部分に当たります。報告があり、こういう経過があって、こういうふうになりました、公表しましたということで、副議長が懸念されているのは、措置そのものが公開の場で行われるということ自体が、立川市議会はインターネット中継していますので、その懸念があるということなので、措置の種類ですね。次回お示しして、そこを精査していただく形になりますが、その措置の候補として挙げるものとして、議場で行われるのがふさわしいのか、ふさわしくないのかという議論をしていただくようになるかと思います。

措置が公開の場で行われるということの是非というものをまず次回やっていただく部分と、あとは次の項目ですけれども、いろいろあった経過についての報告を議場でするのか、しないのか、そういったところでちょっと二本立てで考えていただけるとよろしいかと思います。

○議長（木原 宏君） いずれにしても、措置をどうするのか。副議長御懸念のところは、措置そのものをインターネット中継に乗るようなところでそれをやる、やって大丈夫かどうかということをもっともらいたいと。いずれにしても、措置が終わった段階で公表、今度6のところの公表というところに入ってきて、議長は議会に報告しなければなら

いという形になっておりますので、何らかの報告はして行く。前回はここのところが決まりがなかったので、動議が出てきて、報告する必要性が出てきたということなので、まずは措置の内容は次回示すとして、措置をどういう形でどういう場でやるのかということ、議運、議長に戻ってきて、議運にかけて、議運の中で結論を変えるということは恐らく考えづらいと思うんです。

特段変えるなら変える議会側も相当の覚悟を持ってやらないと、恐らく相当な批判も当然出て、それだったら審査会は要らないじゃないかという話になりかねないので、恐らくは普通で考えれば、よほどのことがない限りは、こういう経過が報告がなされました、それで確認しました、措置についてはこういう形を取ります、そこで皆さんに確認を取って、分かりましたという場になるんだろうというふうに思います。

そこをどういう文言で決めるのかというのは、またそこは一知恵あるのかなというところ、必要なかなと思いますけども、そこで議運で決めていただいた内容でどう措置を取るのかという、その措置が議長応接室なのか、本会議場でやるということになれば、本会議場はインターネットとかも流れているから、それがデジタルタトゥー的に残ってしまうじゃないかみたいな心配なんだろうと思えば、本会議場でやるにしても、インターネット中継は乗せないとか、ただ傍聴して、本会議である以上、傍聴する人には分かってしまうことではあるんだろうとかということまで決めておく必要があるのかなと。

そこが済んで、さらにそこから公表という形ですよ、市民へどういうふうに公表していきますか。多分恐らく先ほどの話だと、措置まで終わったけども、当該議員が納得していなければ、そこで意見書が出てくるとかということも、公表の部分とは一対になってくるのかなというようにところまでが流れ、一連の流れになっていくというような形ですよ。

またさらに、請求人への報告ですよ。私、いろ

んなところから前回は怒られて、報告がないとか、ああそうか、ここも報告しなきゃいけないんだとかというのを手探りでやった記憶がありますので、当然公表のところには議会、市民、請求人、この辺のところへどう報告していくのかということまで含めなければいけませんし、そこに当該議員から弁明に近いような、反論に近いような意見書が出てきた場合は、そこも一対にして報告しなければいけないということには当然なっていくという流れの中で、まずは措置、今、措置は内容は次回にお示しするとして、次、手続も今議運の場で確認していくというような形になるけども、今のままフリーハンドでいくと、出てきた答えをそこでひっくり返すということもシステム上可能になってくる可能性もあるのかなというところなんですけど、そこを尊重することになっているので、そこは一定の縛りはかけられているのかなと思えば、議長から議運に報告、そのときにこういう答えが返ってきたので、条例に従って最大限尊重してくださいという形で議運に報告、議運で確認していただいて、措置に移るという流れでいいのかなと思うんですけども、その措置の場を、だから措置の内容に本会議場でとか、議場でとかという文言が入ると、副議長御心配になったとおり、インターネット中継、あるいは傍聴者にはその措置の段階で市民には分かっていくことだよ。さらにはインターネットのところには記録として残ってしまいますよねというところですよ。

措置の段階では名誉回復ということは決定とすれば、条例上、抵触しているということになるので、その名誉回復の場は要らないのかなとは思いますが、そこはあとは公表の段階で弁明の機会を与えるという形になるんだろうと思いますので、答えが出てきて、議場で云々ということになれば、事実認定はされてきているということですよ、多分恐らく問題提起されたものは、請求にあったとおり問題があるから嚴重注意してくださいとか、議員辞職勧告してくださいとか、多分そこは認められてい

ることなので、あとはそれをインターネットで乗せるか乗せないかとかということなのかなと。名誉挽回、名誉回復の機会は、そこには結論とすれば出ているので、そこには必要ないということだと思います。

今の一連の流れの中だと、あと考えるのは、措置をするときにインターネット中継で乗せるか乗せないかみたいなのかなと。

○議員（頭山太郎君） 今、議長がおっしゃったところでいいと思いますが、名誉回復をするという措置が出たときには、やっぱりより公にしてほしいというような御意見も出てくるんだと思いますから。

○議長（木原 宏君） 事実認定として、疑いに足る事実はなかったという答えが返ってきたら、そこは名誉回復をきっちりしっかりやらなければ当然いけないですよ、逆に。

○議員（頭山太郎君） と思うんですけども、そこに差があっていいのか、どうなのかというもありますから、そこら辺を議運で例えば議長室なのか、全協の場なのか、インターネットのない議場なのか、インターネットを入れた議場なのか、そこら辺の兼ね合いを議運で諮る。だから、議運で諮ることは決めていただかないと、議運ではそれをちゃんと尊重して、議運ではこれを決めるとしていないと、それ以上のこと、いやいやこの内容はどうなんだみたいに始まっちゃうと困っちゃいますから、ちゃんと議運でやることをだったら決めたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○議長（木原 宏君） そうすると、措置の内容には場所の指定は入れないほうがいいということなのかな。議長による注意とか、文書による注意とか、ほかの他市を見ると、議場でのとかという前置きがあると、そこは議運の場でそうなっちゃえば、そこはひっくり返すことはできないので、例えば措置の内容をそういう場所の指定は入れないような措置にしておいて、何らかの結論が返ってきたときに、例えば議運でこういう措置をしてくれと来たので、議

運でこれをどういうふうにするかという場面でやるのかということを決めてくれというようなことであれば、その議運で、議運はそこだけ決めてもらおうと。そこでさらに議長に返してもらって、その決定に基づいて措置を行っていくと、そういう流れはつくれることはつくれるかなと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうすると、ケース・バイ・ケースというか、ここの最後の議運のところでは協議する、それは悪いことじゃないんですけど、やっぱり根拠とか、何を基準にして今みたいにSNSになるか、議場になるかというか、それを何を根拠に決めるかということなんだから、やっぱりある程度そのパターンを決めておくという、だからその定めておかないと駄目ですよ。

○議長（木原 宏君） いずれにしても、例えば措置の内容の中に議場での云々となれば、基本的に議場でやれば、それはインターネット中継にはどっちにしたって乗っていくでしょうね。名誉回復するにしても、措置を実行していくにしても、本会議場で何かやるということになれば、当然インターネット中継はされていくということなんだろうと思うんですよ。

○副議長（高口靖彦君） 私、さっきも言ったんですけど、原則としては議長室ないし議長応接だ。そこに議員がいっぱいいても構わないし、ギャラリーがいるのであれば、それでもいいんですけども、要は原則としてはそう。例外として、議運でというふうな形になるのかなというふうに決めておいていただくと、ケース・バイ・ケースでこの場合はこうだとか、要はまたあの人のときはこっちだったのに、この人はこっちだったとかというふうにならなくて済むのかなと。

だから、私たちが何度も言うんですけども、一番気にしているのがネットなので、自分の立場に立ってみれば分かると思うんです。冤罪だったらというふうになったときにそれされて、それが全部に広まって、後でひっくり返ったとしても、それは元に

戻らないんですね。一回水がコップこぼれちゃったら、その後というのは。それがどれだけ大きいかということをやっぱり考えて、原則は議長応接、議長室、よほど例外でこの人はという場合は、それは議運で決定していただければいいのかなというふうに思います。

○議長（木原 宏君） 今の副議長の御意見でございます。その場合は原則、議長室にて措置を行うというふうにして、議運の場ではその原則どおりでいいのか、悪いのか、違う場でやったほうがいいのかということ、より決め事は明確にはなるので、原則どおりでいいのか悪いかだけ議運で確認してもらい、その方法も取れるとは思いますが。

その方向で取りあえず一旦次回に手続の流れも含めて措置の内容、手続の内容を一連つづけて、次回お示しするという形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） 次回で決めていただくと。

小林主任、大丈夫ですか。

○主任（小林直岐君） 1点だけ補足、情報提供なんですけれども、行政不服審査法だと、審査庁が行政不服審査会に諮問して答申を受けたときに、同じような形で審査庁が裁決をするんですけれども、そのときに答申を受けた内容と違う内容にした場合には、理由をつけなければならないみたいな規定があるんです。

なので、特別理由が、外に説明ができるような理由があれば、審査会とは違う結論を判断することも可能なようになっているけれども、ただそれには対外的な公表に堪える理由が必要だというような形で歯止めがかかっているというふうな仕組みになっています。

逆に言うと、行政不服審査会は処分権限ないので、それ以外の選択肢ができない、完全に審査庁を縛るようなという法的な手続は恐らくできないのではないかとこのように思われます。なので、これと同じような形でどうかというふうに思いますが、いかが

でしょうか。これとは違った結論にする場合には理由をつけて、これをしなければならぬみたいな形ですね、それでどうでしょうか。

○議長（木原 宏君） それに即してちょっと素案つくってもらおうという形でいいですか。

○主任（小林直岐君） あともう1点、弁明の機会に近いところなんですけれども、措置の場合でも、例えば措置のグレードに応じたそれぞれの防御の機会を設けるということは、仕組み上は可能なかと思えますので、例えば議場で何かするんだったら、議場で異議を言える、意見を言えるとかいうような形ならあり得るのかなということは思われます。

○議長（木原 宏君） それも考え方とすればありですね。そのグレードに応じてきちんと名誉回復のグレードもつくっておくと。それで結構でございますので、ぜひよろしく願いいたします。

ということで、ちょっと御議論いただいて、名誉回復の場も今のところで確認が取れましたので、この議会の措置については、次回事務局案をお示しただいて決めていただくということで確認が取れましたので、よろしく願いしたいというふうに思います。

審査結果の公表

○議長（木原 宏君） 続いて、日程6、審査結果の公表を議題としたいと思います。

事務局からの説明をお願いします。

○議会事務局長（秋武典子君） 審査結果の公表について御説明します。

（1）の公表の方法については、議会への報告と市民への公表の二つの検討事項があります。現在、いずれも具体的な規定がありません。

議会への報告については、前回は、議長が議長室で厳重注意をしましたが、その後、本会議で報告すべきとの動議が提出され、それを受けて本会議で経過報告をしました。

市民への公表については、前回は、市議会ホームページに審査会の報告書と嚴重注意書を全文掲載し、また議会便りに概要を掲載しました。

これについても、駒林先生からは、一律に対応を考慮することが難しいので、事案に応じて判断するほうがよいのではないかとの助言がありました。

なお、辞職勧告決議の公表方法が過度であるとして、議会側が敗訴した裁判例もありますので、その点からも公表の在り方には注意が必要です。

次に、(2)の審査請求人への報告です。

これも現状では規定がありません。しかし、審査請求人が市民である場合、市民にも報告すべきとの助言がありました。

以上について、議会への報告、市民への公表は、事案に応じて決定するとし、条文に規定しなくてもよいか、また審査請求人には報告することとするか、御協議をお願いします。

○議長(木原 宏君) 説明は以上のとおりでございます。

先ほどの措置に引き続いて、公表の部分でございますので、検討課題について御議論いただきたいというふうに思います。

○議員(稲橋ゆみ子君) 駒林先生のお話では、事案に応じて、ケース・バイ・ケースだから、規定しないで対応したほうがよいということは、さっきの話の続きで、議運の場所での議論になっていくという、さっきのことにつながるのかなというふうに思うんですけども、そういう捉え方でいいんですか。

○議長(木原 宏君) そうですね、今、私も見ると、確かにアドバイスによるとケース・バイ・ケースで柔軟に対応したほうがよいというようなアドバイスもいただいているので、措置の部分で議長に返ってきた、議運に報告して、措置については尊重してもらいますけど、議運でどういうふうに公表ですね、「どこでやるか、公表するかという一連の」と呼ぶ者あり)どこでやるかはさっきの事務局の預かりになっているから、そこは次回出すにして、今

度はそれを受けて、最終的に多分弁明の機会とか、名誉回復と一対でさっき措置の部分はやって、それが本会議場なのか何なのかも踏まえて、一連全て措置が終わった後のことですね、公表は。こういう最終的にこういうふうになりましたという市民への公表をどうやってやっていくのかとか、議会への報告をどうやっていくのか、あるいは請求人への報告をどういうふうにやっていくのかということ为例えば議運でそこは決めてもらう、議長はその議運で決定したことに従って公表を行っていくということであれば、きれいに整理はできるのかな、アドバイスどおりにもなるのかなということになると、議運の役回りも明確化するし、先ほどの部分と対として考えれば、それはあり得るのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議員(頭山太郎君) 私も今、議長から御提案になったとおりに措置の在り方、しっかり受け止めて、そこで協議していく中で公表の方法、これは今まで前回やったところを踏襲していただくのが一番丁寧だとは思いますが、議運の中で御協議いただいて、駒林先生のアドバイスのように請求人の方にも報告するということがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○議長(木原 宏君) ほかに御意見はございませんか。

○議員(稲橋ゆみ子君) 私は前回の状況が大変本当にタイトな中で決めたけれども、よかったのではないかと思います。やはり議会で事実を報告して、市民への公表は紙面で議会だよりでやったという、これは基本的にそういう形で進めていくと、情報公開というところでは担保できているかなというふうに思っています。そうしていただきたいです。

○議長(木原 宏君) ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員(上條彰一君) 私も前回、議会への公表、議会への報告がきちんとされなかったということで

者の方がいらっしゃるので、この方がどういうふうな形でその後、裁判で全然駄目だったという状況であれば、当然そうなるでしょうけど、ただそうでなかった場合は当然何らかの形を取られてくるということが容易に想定されますので、だからそういったときの一回ああいうふうな形で報告し、本会議でしたことについてのことについて、どういうふうなその後、多分裁判の結果は9月か分からないんですけども、そのことでもそんなに遠い先の話ではないと思いますので、何かしら頭に入れておいてしかるべきかなと思います。

○議長（木原 宏君） 御意見として、ただ整理しておかなければいけないのは、さきに行われた審査会において出た結論は決着がついているわけでありまして、今、進行中の当該議員の裁判は裁判として、今やっているのは条例改正ですので、改正されてからの後で、法律と一緒に改正前に遡ることはありませんので、決まった後、これからのことを審議していることなので、もし必要があるとすれば、同時進行で訴訟という形も同時進行で行われている場合、公表の仕方についてはどういうふうにするのかということは考えてもいいのかな、そういう意見があってもいいのかなと思いますけども、今さきに行われたことで裁判結果が云々ということであっても、今の検討会議にそれが影響することはないのかなというふうに私は判断しているところであります。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、シンプルに条例違反があると。それで、勧告しているわけですから、そのことに対してのそのこの部分がどう改善したんですかということを、それは聞く場所というのは、それ以降、個人の判断になっていくわけなんですか。それを報告を受けるという、報告するというをこの中に位置づけるということは、そこまではそんな条例上できないのかどうか、そのあたりのところが、じゃあ言いました、それが状況から見るとどうもそれどうなのかなというふうに思われる節があった場合については、そのあたりのところは、

この部分ではこう改善しましたよというふうに話のやり取りで別に証拠を出してもらわなければならないんですけども、そういう協議というか、そういったものというものはある程度設けることができるのかどうかということをちょっとお聞きいたします。

○議長（木原 宏君） 恐らく一旦措置をして、そこで多分終わる、終了なんだというふうに思います。その措置について、どう改善がなされたかどうかというのをずっと議会として追いかけていくということは多分恐らく現実的ではない。前に何か一事不再議みたいな話がありましたけど、その措置を講じて、完結したことについて、新たなそれを覆すような新たな事実でも明確に出てくれば、もう一度審査会に請求をかけられるみたいなことはあるのかもしれないですけども、基本的にはそこで終わるんだろうなというふうに、じゃないと例えばそこで公表の段階で私はそれを了としていないんですということがあった場合、ずっと呼び出しても私はこうですということにずっとなるわけですから、やっぱりどこかで終わらせなければいけないのはあるので、措置をして、そこをずっと継続して追いかけていくということは基本的にはないんだろうと思っています。

○議会事務局長（秋武典子君） 先ほども少し申し上げましたが、権利の制限ですとか、義務を課すとか、そういったことは議会のところでは決定できないかと思われまので、報告するという義務をつくることはできないかというふうに思います。

○議長（木原 宏君） 我々は司法の場でもないですし、何か調査権とか、そういうのがあるわけでは、警察ではありませんので、やっぱり勧告して、そこで議会としてやれることは最大限やるということ、あとは市民がそれを見てどういうふうな判断をするのかは、そこに委ねられるということはあるのかなと思いますけども。

公表のところにつきましては、今、先ほど頭山委員からもありましたけども、どういうふうに公表するのか、議会への報告、市民への報告、請求人への

報告ということは、これをどうするのかという柱は持っていていいのかなというふうに思います。いずれにしても、私がやってみた経験上、この3者からは報告は必ず求められるだろうと、何らかの形で。ここに必要によっては意見書が当該議員から出てくれば、そこもセットで報告していく、議会としてはこういう措置をしました。ただ、一方では、当該議員からこういう意見書が出されておりますので、併せて御報告させていただきますという形を取る必要があるのかなと。

だから、どういうふうに公表していくのか、報告していくのかというのは、議運で先ほどの流れの中で議運で決めてもらうという形でのよろしいかな、そこはまともまれているのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、ここの6の部分につきましては終了とさせていただきますと思ひます。

市民委員

○議長（木原 宏君） 続きまして、日程7、市民委員を議題といたしたいと思ひます。

事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 前回の検討会議からの持ち越しとなっている市民委員について御説明します。

前回は、市民委員を入れるべきか、入れるべきでないかについて、意見が一致しませんでした。

まず、前回までの議論の振り返りをします。

市民を入れるべきとする理由としては、「市民目線を反映させることが必要である」「市民が入らないことは後退である」「刑事裁判で裁判員制度が導入された経緯から分かるように、市民感覚を入れることは重要である」「前回の政倫審では、市民がいたからこそその意見もあり、役割を果たした」という

意見がありました。

市民を入れるべきではないという理由としては、「市民の委員は、特定の個人であって、市民感覚を代表する者ではない」「どんな人が来るか分からず、考えが偏っている人や、思想や宗教など様々なバックグラウンドの人、予断がある人の可能性がある」「守秘義務を守るのか懸念される」「辞職勧告にも関わるような議論をしていただくのは負担と責任が重いのではないか」「法律の知識が求められる」「糾問的になり過ぎるおそれがある」「議事が混乱するおそれがある」「有識者のみのほうが公平公正な審議ができ、納得感を得られる」などの意見がありました。

間を取る考え方として、「有識者を増やす」「審査会は専門家のみとして、審査の中で市民意見を聞く」「市民参加とするなら、裁判員制度のように慎重な手続にする」「団体推薦市民とするのはどうか」などの意見がありました。

また、その他の論点として、「有識者の委員として、元議会事務局職員がいるが、議員を知っているので発言しづらいのでは」という意見、「逆に議会に詳しいからこそ、公平公正に関わることができる面もある」との意見がありました。

次の（2）では、先日の駒林先生からの助言をまとめました。

公募市民を入れることについては、「公募市民を入れて一回実施したのであるから、その後市民を外すと後退と受け止められる」「公募市民と団体推薦市民を入れるなど、構成で工夫をしてはどうか」

「公募市民のパーセンテージを減らす対応はできるのではないか」「公募市民の意見から市民感覚を感じることはでき、市民だからこそその意見もある」「公募市民と考えが一致しなくても、附帯意見として残すことができるとして納得していただくこともできるのではないか」などの助言をいただきました。

委員の構成については、「限られた日数で結論を出すため、人数を絞る方向で考えるべき」「審査の

迅速性や日程調整の困難さなどを考慮して、人数は5人、多くても7人が限界ではないか」「委員の構成を考えるより先に、人数をどれぐらいにするかという議論を先にしたほうがよいのではないか」などの助言をいただきました。

以上を踏まえ、事務局としては以下のようにすることができないのではないかと考え、(3)に案としてお示ししました。

まず、人数を決定します。人数は5人とし、公募市民1人、団体推薦市民1人と有識者3人とします。

なお、現在は、3人の市民委員と2人の有識者が就任されています。現在の委員の任期満了までは、暫定的に現在の市民委員3人、現在の有識者2人、新しい有識者2人の構成にすることが考えられます。

公募市民を選出する過程は次のとおりとします。

これまでと同様に論文で選考します。

論文のテーマは、他市の実際の政治倫理審査会開催事例となった事案を示し、「あなたはこの事案に対しどのように考えるか」という課題とします。

この論文を、条例を踏まえバランスよく判断できる人かどうかという視点で、議運の皆さんで採点していただきます。

この委員構成と選考の方法により、公募市民を入れた場合に危惧される弊害を最小限にしつつ、市民ならではの意見を取り入れることが可能になるのではないかと考えています。

以上のとおり、政倫審の委員に市民を入れるか入れないか、人数と委員の構成をどうするか、構成を変更する場合、現在の委員の扱いをどうするかについて、御協議をお願いいたします。

○議長(木原 宏君) 説明は以上のとおりでございます。

検討課題について、皆様に御議論いただきたいと思っております。過日、意見がここは分かれたところでございます。市民委員を入れるかどうかということで賛否、いろいろな意見もあったところでございますけれども、それを踏まえて、もう一度駒林先生にアド

バイス、御助言を求めようということで、アドバイスをいただいたところでございます。

先生の御意見としては、市民を一度入れてやっている以上、それを外すということは後退することではないかというような意見もいただくと、残しつつ、どう恣意性というんでしょうか、いろいろなバックグラウンドが分からない以上、どういうふうに公平性をつくっていくのかということを実際には考えなさいいけないという中での(3)の事務局案でございます。

人数としては、先生のアドバイスどおり、多過ぎるとなかなか決まっていけないということになると、5人ぐらいが、さきの議会の研修会でも先生おっしゃっていたとおり5人ぐらいが一番迅速にいろいろな意見も踏まえつつ、決めていけるぐらいなんではないかというような形での事務局案、公募市民1、団体推薦1、有識者3という形で、公募市民については論文でやっていくということであれば、これも議運の皆様方の目を通せば、主義主張の違いからでも、いろいろな考えはバックグラウンドにどんなことがあるのかというのは、ある程度精査できる余地は残るのかなということでもありますので、事務局案、バランスはよく御提示ができたのかなというふうに思っておりますので、ぜひさきのこれはさんざん意見は出尽くした中での助言を求めた結果の事務局案でございますので、非常にバランスはよくまとめてくれたのかなというふうに思いますので、ぜひその方向性で御調整いただければというふうに思いますので、御意見があればお示しいただきたいというふうに思います。

○議員(稲橋ゆみ子君) この検討事項で構成を変更する場合の現在の委員の扱いをどうするかということになっています。これは任期がいつまででということをちょっと確認のため教えてください。

○議会事務局長(秋武典子君) 日付まではちょっと失念しておりますが、1年後、来年8月までとなっております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ここで条例改正がこの秋にされたとして、現委員の扱いを暫定的にどうするのか、変えずにいくというのも一つの方法ですし、新しい条例は任期終了後から投入するのか、直ちにやるのかという、こういうことも考えておかないといけないということですよ。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今、質問した以上、この考えから申し上げますと、来年8月というところでは、現委員はそのまま8月までは任期までやってもらって、それ以降に新たな決まった委員で設置すればよろしいかというふうに思っています。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございますでしょうか。今、この事務局案の中では任期満了までは暫定的に現公募市民3人、現有識者2人で、新しい有識者2人を入れて、任期満了まで乗り切っていくということになると、議員枠は直ちになしにするということですよ。

○議員（稲橋ゆみ子君） いじらないで、今のままを来年8月まで継続させて、そこから切り替えるということは、条例上でちょっと違うようになっちゃうんですか。

○議会事務局長（秋武典子君） 議員が審査会の委員から外れるために議運で審査するという形を取りましたので、それでなおかつ議員の委員が審査会に残るといって、そこの整合性が取れなくなりますので、ここはセットでお考えいただきたいと思えます。

○議長（木原 宏君） 条例改正をこの秋にするわけですから、条例改正して、システムが変わって、条例が変わるわけですから、やり方、審査のやり方が仮に来年の任期満了まで問題提起がされた場合、今度は条例改正に基づいて、条例ですから、議長に提出され、議運協議会に投げ、議運で協議いただいて、審査会という流れになったときに、その審査会に議員だけ残っているということもちょっと考えづらいのかなということにもなります。なので、それ

を踏まえた事務局案という形になっております。

だから、議員枠がなくなったところに新有識者みたいなことを入れておくというような形を案として提示させていただいているということです。それが任期満了まで戻ったら、当然ここで決めていただく人数とメンバーで臨んでいくと、本格的にそこに移行していくと、その移行期間まではこういう案を提示していくという形です。

○議員（上條彰一君） 来年の任期満了までということで、議員が外れてということで、事務局案で私はいいと思います。

ただ、その上で全体の委員の人数の関係も関わりますけれども、一つは公募市民1人というのは、今3人いるわけで、3人を1人というのはかなり後退という、そういうイメージを与えてしまうのではないかと思います。特に公募市民が入った経過が、入札汚職事件で市民の信頼をしっかりと回復しなきゃいけないという経過がありますので、そこはやっぱり少なくとも公募市民は2人にすべきなのではないかと思います。

それから、もう一つ、有識者の元事務局職員の関係ですが、駒林先生のほうからも地方行政に詳しい、そういう方が入るといっていいけれども、当該の自治体の元職員が入るといっていいということで、尼崎市の例が紹介されて、兵庫の神戸市の職員が他市の職員を入れるということで対応しているということで、どうしても本市のということになると、議員との関係、つながりというのは非常に強くなるを得ないし、それはやむを得ないところがあるので、そういったことを公正性を担保するというのであれば、きちんとそういう対応というのは取る必要があるんじゃないかと思います。

○議長（木原 宏君） 今、御意見いただいたところでございます。公募市民は1人ですけど、団体推薦の市民という形で、市民は1人は入るのは入りまますので、その辺御意見でございますので、ほかに御意見があればお出しただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 私も構成を変更する場合の状況は事務局提案でいいと思います。事務局もいろいろ考えていただいたというのがよく分かりまして、委員に市民を入れるか入れないか、これは入れるということでもよろしいと思います。

先ほど上條委員からも出たように、公募市民が1人というのは負担が強過ぎますので、私は公募市民はそれで入れないと、公募市民お一人を議運でその論文を読んで決めるなんていうのは、そこにお墨つきを与えてしまうようなことになりかねませんから、市民公募の方を議運で決めるというのはなかなかちょっと難しいと思います、議運でお墨つきいただいたみたいになっちゃいますから。

だから、私はやっぱり公募の方に負担をかけるのは申し訳ないので、団体推薦2名、それで団体推薦の市民の方にしっかりといろんな団体で活躍して市のことも分かっていたらいい、そういう市民の方を2人団体推薦で入れていただくと。

そして、有識者の方、弁護士の方と、それから元職の方、上條委員がさっきおっしゃったこと、私も賛成で、お一人は他市の方でいいと思いますけども、もう1人は立川市のことをよく御存じで、よく御存じという方だから、議員のことにくみずるとかいうことでは全く私はないし、そういう職員の方は事務局にはいらっしやらなかったと思いますから、しっかりとそういったことを理解して、公平公正にできる方を他市と本市からそれぞれ選んでいただくと、そういった構成でやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見は。

○議員（山本みちよ君） 実は会派へ持ち帰ったときに、公募市民は要らないという声は変わらずでしたので、ちょっと言いづらいなと思ったのですが、今、頭山委員のほうからもお話しありまして、確かに団体推薦市民を2名にするというのはありかなというふうに思います。

あと、他市の行政経験者という部分では、立川市民の中にも他市で行政、ほかの市の行政に勤めていらっしゃる方も多数いらっしゃると思いますので、そういう方たちのお知恵を拝借するというのもいいのかなというふうに感じました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。真つ当な意見かなと思います。ほかに御意見はありませんでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私たちの中では、公募市民の参加というのは欠かせないと。やはり市民参加というところでは絶対に必要だということの意見としてはままとまっています。先ほど言ったように1人の公募市民ということになると負担がと言いますけども、団体推薦の方も市民なわけですから、公募市民の方が1人と団体推薦の方が1人って、市民2人になるわけですから。

だから、それで先ほどやっぱり縛りをかけたというのは、かなり内容、公募するときの内容でやっぱり自身が意欲的にここに参画するという今の政治の状況、議員のことを議論する場ですから、それだけの思いを持って作文、テーマに沿って書かれてやる方ですから、そういう意欲をちゃんとこちらが受け止めるというところで、私は団体推薦市民をわざわざ2名にすることではなく、1、1というバランスで事務局提案で私はいいいと思います。ぜひ公募でやっていただきたい。

○議長（木原 宏君） 御意見として承りたいと思います。ほかに御意見は。

○議員（大石ふみお君） 私も前々回から公募市民は要らないという主張をしまいましたが、いろいろ御意見を伺う中で、やっぱりバランスの取れた構成をするならば、公募1名、それで団体推薦1名、有識者3名ということで、5名の体制がいいのではないかなというふうに思っております。先ほど頭山委員が言われたとおり、市内でも他行政の役職をやった方はいらっしやるので、そういう方を1名入れるということも必要かなというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○副議長（高口靖彦君） 結論から言うと、私も団体推薦市民2人で、有識者3名です。極端なことを言うと、例えば元議員の方が公募してきた。どうするんですか。ちゃんと論文を書かれて、ここに書いてあるとおりのことをされた場合、この元議員はというふうに一般市民であるから、そこを選別ってどういうふうな議会のあれでできるのかということですよ。それは今、極端ですけども、例えばこれが公明党の職員だった。例えばこれがどこかの何か危険なところの分かんないけど、職員の方だったとか、これでも分らないですよ。

だから、最終的に議員の議会運営で行うというふうな話があるけど、やったって分らない。だから、それをある意味社協になるのか分らないです、どこになるのか分らないですけども、いろんな信頼できる一般のそういったところにおいて、そこから1名いただくということが、そうでなければ1名、これ5分の1になったら、すごい数、割合になると思いますので、私は団体推薦が2人でいいと思います。

○議長（木原 宏君） 様々御意見が出していただきましてありがとうございます。様々意見ある中で、総合的に聞いていると、人数は5人でいいのかなというところはまとまれそうだなというふうに感じました。

その内容については、事務局案どおりでいいんじゃないかという意見と、公募市民1人、団体推薦1名というような、有識者3名、有識者についてもいろいろお考えはありました。それとは別に公募市民をなくして、団体推薦を2名という意見のほう若干多いかなというふうなところでもあるので、人数は5人という形でいいのかなという中で、公募市民（「5人、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）だって、5人でいいと言っていたじゃない。

（「そうなんですけど、本当に今、1、2、3、4、

5で全部ですよ、委員長も入れてね」と呼ぶ者あり）

駒林先生のアドバイスもいただく中で、機動力を持った人数がという中から導き出している答えでは、人数ではあると思っています。その中から有識者の中から多分委員長が会長なのか、1人選ばれて、賛否が分かれた場合、可否同数になった場合は委員長において決するというのも考えると、5人がスピーディーに問題があったときには機動力を持って動ける、私はそこは人数はそれでいいのかなというふうに思っております。

その中で市民の枠が2名という枠が示される中で、公募市民で全部埋めたほうがいいんじゃないのか、あるいは1人は公募市民を入れたほうがいいんじゃないのかというような意見で割れているところというふうに思います。また意見が分かれました。

○議員（上條彰一君） 私は5人でいいということではなくて、公募市民1人では少な過ぎるんじゃないですか。だから、少なくとも公募市民は2人にして、枠としては6人というふうになるのかなと思っていたんです。そうすると、会長がいわゆる全体を見るということで表決には加わらないということになれば、5人ですから、表決で3対2とか、そういったことであるのかなと思いますので、いずれにしろ要は3人いる公募市民を減らすというふうな印象を与えないほうがいいと。だから、団体推薦の少なくとも市民を1枠取るとすれば、残りの2人残して、3人は市民枠というふうにするべきんじゃないかという、そういう意見なんです。

○議長（木原 宏君） 意見がいろいろ出るところは出てくるところでいいのかなというふうに思いますが、まずちょっと前提として、公募市民1人と負担が大きいというのは、私はどうなんだろうなというふうに思っている。

というのは、負担が大きいと考える人が果たして公募に応募してくるかどうかがその根底にあるからです。これだけの面接も仮に公募市民、こ

れが1人だろうと、2人だろうと、結構ハードル高いですね、論文を出すということに関しては。なので、やっぱりそこに意欲を持って参画したいという方は、恐らく1人でも2人でも、当然2人が仲間だということ、仲がいいとかということはないわけですから、別々で来るとなれば、1人でもそんなに負担感はない、やりたいと思って来てくれる方なので、負担感はないのかなというふうに思っておりますので、ここがだから負担感を考えて公募市民を2人にするというのは、そこは配慮する必要はないのかなというふうに思っております。

それで、ここの部分がずっと課題として前回、前々回という形で結論が出ないところで、私、なるべく決は採りたくないんだというような言い方もしたのを記憶にあるんですけども、秋の条例改正を踏まえると、そろそろ結論は出していかなきゃいけない。煮詰まってきて、事務局案も御提示して、市民も残すというところまでは一致できている。あとは市民の内容ですね、公募市民でも市民はもちろん市民でありますので、それが後退かどうか、今は公募市民が3名ということが、内容が変わって2名になるわけですね、市民が。よりそれが後退と取られないようぎりぎりのラインなのかなと。機動力を持って公平公正に裁いていくという中では必要な措置なんだろうというふうに思うと、あとは市民の内容ですね、公募市民2人でいくのか、公募市民1人、団体推薦1人、事務局案でいくのか、そこをさらに手を加えて、公募市民というものをなくして、団体推薦と。

そうすると、議運の中で論文を出してもらうとか、論文を精査するとか、そういった作業は必要がなくなってくるということも一方では考えられるということで、煮詰まらないようだと、決というか、意見の多いほうで決めていかないと、ちょっと結論は先生にもアドバイスももらってやっているところを見ると、結論は見ないとちょっとここだけにずっと停滞しているというわけにはいかないの、先に進ま

なきゃいけないということになると、議論は尽くしてきたのかなというところで、そこを踏まえて、最終的な結論を出していかなければいけないところに来ています。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私もこれで100点というふうに思っていないけれども、事務局案でいいのではないかと思います。それは団体推薦市民というところで、ここをやっぱり2人にしてしまうと、各委員会には必ず団体推薦というのは、大体枠としては置いてあるところなんです。

ですから、何が言いたいかという、新たな市民参加というところも必要な部分があるので、ここの規定をした市民というところだけではなく、そこを複数にするのではなく、公募の市民と団体枠の市民という、そこで私は事務局案でいいのではないかとこのように思っています。

○議員（頭山太郎君） この市民参加とか、市民参画のことは、局長からあったように、いろいろ計画と段階とか、そういったところでお尋ねして、議会でもお尋ねすることもあると思うんですけど、事この政倫審のことについてはちょっと違うんじゃないかというふうに私はこれまでの議論を聞いて思っております。

また、事務局からせつかく御提案いただきましたが、議運のメンバーでこれを議運でこれからやっていかなきゃいけないのに、その選ぶのも採点していくのも議運でやるというのは、ちょっとそこまで議運のメンバーに私、言うことちょっとできないんじゃないかなと、なかなか条例を踏まえて、観点で採点するというんですか、どういう基準で採点するのか、ちょっとそこまではちょっと難しいんじゃないかと思っておりますので、団体推薦もいろんな方が出ているとは思いますが、それなりにしっかりと選ばれた方がその団体、立川で活動されている団体があるわけですから、その団体からお出しいただくというのが私は一番安心感が得られるんじゃないかと思っておりますので、市民で、いろんな市民の方もいら

っしゃるということですから、有識者の中にも市民の方もいらっしゃるかもしれませんが、ぜひ市民ということに大事にするという考えは、そこは私たちは全然一緒だと思いますので、なおかつそこでより広く団体を形成している方の御意見を聞くということは、突入したときに一人の方に引っ張られたりとか、いろんなことがないようにしていかなきゃいけませんから、実際、稲橋議員、あったんですよ、前回のときに一つの流れをつくろうと思っていたのに、それを一切進めさせない委員が市民委員さんでいらしたので、困り果てたんですから、何回私、説得してお話ししても、御理解いただけなくて、そういうことがあっちゃいけないと思うんですよ。

ですから、団体推薦から出た委員さんにしっかりと御議論、出てきていただいて、条例のこともまず理解していただくのも大変だと思いますよ、この仕組みを、この流れを。裁判のようにやると思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、これをなかなか文章だけで議運のメンバーで判断するということは、ちょっと負担がね、せつかく事務局で考えていただいて、よく考えてくださったなと思うんですけど、なかなかちょっと難しいんじゃないかと思えますから、ぜひ市民の意見を聞くための公募の市民ではなくて、団体推薦の市民ということで進めていくことが、これからのいい条例になっていくと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ちょっと議論を尽くす前にちょっと休憩を取らなきゃいけない時間になりました。暫時休憩いたします。

〔休憩 午後3時15分〕

〔開議 午後3時28分〕

○議長（木原 宏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き御意見をいただければと思います。

先ほど市民の皆様方をどうするのかというところの御議論をいただいております、今のところ公募

市民を2名にしたほうがいいんじゃないのか、事務局案でいいんじゃないか、あるいは公募市民を2名にしたほうがいいんじゃないかという意見で、意見の調整の一致がまだ見れていないところでございますけども、ここについては非常に丁寧に今日に至るまで先生にも一度、二度とアドバイスをもらって、事務局のほうでも事務局案というような形で意見も相当出尽くしているところで、市民を残していくというところでは今一致を見ているところでございます。

その内容、あるいは人数もそうですけども、人数を5名とするのかどうかということも最終的には決めていかなければいけないというところで、かなりここには時間を要しているの、話合いで一定の結論が見てくれればいいんですけども、ないとなると、ちょっと決めていかないといけないかなという段階には入ってきているので。

○議員（稲橋ゆみ子君） 先ほど頭山委員が議運で今、言う議運の委員長ですから、自分のところに来て、公募の市民の方の作文とか、それを評価するというのはとても重いものだというお話がありましたけれども、小林主任、立川市とかでそういう場合の選定の手法とかで、どういうことをやっているのか。

だから、重いというふうに感じている採点の仕方とか、みんなで選定するときの多分そういうことをやったことないので、イメージが湧かないと思うんですけども、例えば市で取り組んでいる状況の事例なんか、今もし紹介していただけるとありがたいなと思います。

○議長（木原 宏君） 実際どういうふうにするかということですか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 選定の仕方の。

○主任（小林直岐君） 市で実際に行っているというよりは、これを書いたときに想定していた内容というようなことでよろしければなんですけれども、審査項目を5項目か10項目かぐらい書いて、それぞれについて例えば5点満点で採点して、合計点を出

していくみたいなイメージです。それで、そこにどんな観点を盛り込むかというのは、それ自体が協議が必要かと思うんですけども、あとは機械的に数字で選ぶというようなイメージになります。

以上です。

○議長（木原 宏君） という選び方を想定して、この事務局案をつくっていただいたということです。

○議員（上條彰一君） これまでの市民委員の方、公募市民の方というのは3名おられるんですけども、それぞれ一定の手続を踏んで、就任してきてきたと思うのですが、どういうこれまでの選抜方法だったのか、ちょっと御紹介いただければと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） 公募の方法は、広報に掲載しまして、作文のテーマとしては、政治倫理について考えることというような漠然としたものです。その応募いただいた作文について、先ほど小林主任のほうから申し上げたとおり、審査項目がありまして、それについて点数をつけて判断していくということなのですが、審査していたのは正副議長と局長ということで3名で行っていました。審査委員会という形で別の名前をつけましてやっております。審査項目もそんなに多くはなく、テーマを捉えて文章を書いているかですとか、そういった割と一般的な項目で審査していたというふうに記憶しています。

以上です。

○議員（上條彰一君） これまでは正副議長と局長ということで、議運の委員長がなかなか任が重とお考えになられているのかもしれないですけども、どなたが選抜するのかというのは、これまでどおりの踏襲で正副議長と局長という形もあると思うのですが、私は公募の市民が入るというのは大変重要なことだと思っております。

頭山委員は政治倫理審査会での3名の委員の方のことについてなかなか辛い評価をされているようなんですけども、私なんかは、お一人の方は隣接市

の市の職員を経て、組合の役員なんかもやられた方なので、相当のいろいろ識見も持っておられますし、もう一人の方は、やはりいろいろミライ会議だとか、そういったところでいろんな市政問題についての分析や学習などもやられていて、結構市のいろんな会議なんかにも参加されている方ですよ。お一方は市内の事業者さんということなので、それぞれなかなか識見を持った方だと思って、お話なんかも伺っていたので、やっぱりああいう方がお入りになる意味というのは、立川の政倫審の特徴として非常にいいことなんじゃないかと思っておるところです。ですから、そこを崩していくということになると、ちょっとこれは市民的には相当後退と受け取られるんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。議論は大分出てきているところですけど、大体公募市民2名でいったほうがいいんじゃないのか、あるいは事務局案でいいんじゃないかということと、団体推薦が2か、だからその辺で多分これ議論を尽くしていても、最初は市民は市民に負担が大きいので、市民ではなく有識者のみにしたほうがいいんじゃないかという議論の中で、いろいろアドバイスももらって、市民は残ってもらおうというところまでは歩み寄れたところでありまして、この先の議論を尽くしたとして、その内容ですよ、公募市民でいくのか、団体推薦の市民でいくのか、あるいは比率も含めるとなかなか話し合いだけでは協議が調わなくなってきたなと思うんですけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） 頭山委員の議運で評価するって、その重さは分かります。ですから、例えば各委員会の委員長がいるから、その委員長も思ったり、それはちょっと広がり過ぎる、それか各会派で代表を出して、代表者じゃなくていいんです。1人代表を出して、だっていつも代表者が同じになるわけないから、各会派で1人出して、1人会派さんもそれは1として、それで先ほどの小林主任がおっ

しゃったような手法で採点していく。

でも、これからは市民参加というのは議会が結論を出していくという、そういう選定も含めて、なると思うんです、時代とともに。ですから、そういう新たな手法で皆さんが選択したということがいいわけですから、そういう形でやる1人の募集、それともう1人は団体推薦ということでやられるのが、とても私は事務局案でいいなというふうに、みんなでそういう方向に向かっていただきたいと思うんですけれども、ぜひお願いします。

○議員（頭山太郎君） 今いろいろ議運に御配慮いただいております。やっぱりそれはちょっと議運のほうでも私、議運の皆さんにお諮りするって、皆さんなかなかそこまで議会運営の議運でやっているのにそこまではちょっと、ただこれやるのは議運ですからね。

とにかくでもね、稲橋委員、1人の人を議員が選ぶというのは、その人にお墨つきを与えちゃうことになりますから、選ばれた、公募で私が議会で議会推薦ですよ、公募推薦じゃなくて、公募市民じゃなくて、議会推薦の委員になっちゃうから、だってそこで選ばれるんですから。だから、それよりか全然違う団体から、だって団体が各出て、いろんな協議会あるけど、そこでもかんかんがくがく、いろんな議論がね、団体から出ているからって必ずしもおとなしい議論だけじゃなくて、いろんな会議もされているということも私も耳にしておりますので、ぜひそのところから、その団体によくお話しして、ぜひそこに協力いただける委員さんをお願いしますと、これだったら私、議運の委員長として、団体をお願いに行けると思うんです。

私、意見交換会でいろんな団体をお願いに行っていますから、それはぜひそういう委員さんを出してくださいということを私は言えますので、ぜひそういったところから出してもらったほうが、じゃあこの方はこういうところにたけているからということ、で団体から安心して出してくいていただける。1人の

委員さんを選ぶというのは、これは議会推薦の市民をつくっちゃうことになりますから、それはとても私はできない。

私は、この前いた3人の委員さん、皆さんすごく尊敬していて、最後のほうなんか意見が何だか一致した委員さんもいたんですよ。全然僕と対立的だったけども、最後はじゃあそこは調べてほしいねというところもありましたから、御尊敬して、いい委員さんいらっしやったと思いますが、あれはまれですよ。やっぱり今回はちゃんとしないと問題になると思いますから、ぜひ団体推薦の委員さんを2人お願いしたいと思います。

○議長（木原 宏君） 本当に白熱した御議論をいただいております。近いうち立川市議会で行われる議員間討議の未来図が見えたような気がします。

本当にいろんな議論があるところでございますけれども……。

○副議長（高口靖彦君） やっぱり先ほど議長が言われたように決を採るべきだと思います。会派の中でも私もいろんな意見があって、それで最終的には会派で決を採ると。同じようにここでも最終的には公募市民1名取るのか、それとも団体推薦市民を2名取るのか、このことでここは一致していると思いますので、このことについて、それは同じことが言えるので、決を採っていただければというふうに思います。

○議長（木原 宏君） 副議長の御意見でございます。こういった会議体ですので、なるべく歩み寄りところは歩み寄りたとは思っていたんですけど、ここが一番多分意見が割れてしまっているところで、多分恐らく幾ら何時間話し合っても考えが歩み寄りそうもないのかなというところで。

○議員（稲橋ゆみ子君） もう一度最後に決というのはなるべくここで採らないで、もう一度最終持ち帰りをして、駄目ですか、もう決定ですか。決まらないですか、これは。まだ持ち越した宿題があるの

で、そのときに併せて。

○**議会事務局長（秋武典子君）** 大変申し訳ありませんが、措置の内容を精査していくというところによろしいかと思うんですけども、事この市民委員については、方向性がまるで違う。平行線をたどっている部分であって、割と重要なところでもありますし、ほかの部分にも影響する部分でありますので、本日の決定をお願いしたいと思います。

○**議長（木原 宏君）** ちなみに決を採るのはやぶさかではないんですけども、そういういろいろな議論が起きるであろうということを踏まえた事務局案ということにもなっているんですけども、その辺のところの間を取るわけじゃないですけど、事務局案で折衷案としていける素地は各委員、副議長も含めておありでしょうか。決を採る前にその確認だけはさせていただければありがたいなと思うんですけども。（「事務局案というのは」と呼ぶ者あり）5人として、1、1、3です。（「それはない。リスクが高過ぎる」「何だってリスクはありますよ」「この前はうまくいったんだよ、かろうじて」「だから、本当は有識者がいい」「譲ったんだから、有識者が」「でも、多様な市民感覚の意見を聞きましようということがあつたわけでしょう」「多様な団体を入れればいい」と呼ぶ者あり）

煮詰まってきたようですね。では、大変恐縮ではございますけども、議論が煮詰まらないようなので、ここの部分については御意見の多いほうで決めていくという形でよろしいかなと思うんですけども、まず人数からいきましようか。

事務局案は5名という形、ここについてはほぼ一致は見ているところでございますので、5名でいくということに決めさせていただくということにはどうですか、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（木原 宏君）** よろしいですか。消極的とはいえ、異議ありということがないので、人数については新しい条例改正後には5人でいかしていただ

くということに決定させていただきます。

その5名の中で有識者の3はいいのかなというところでもあります。市民枠の2名のところ、公募市民、今、事務局案では1、団体推薦1というところに、団体推薦を、公募市民をなくして団体推薦を2名というところの案も示されていて、意見が拮抗しているところがございますけども、団体推薦、いろいろな行政の会議体なんかは団体から出ている方も出てきていて、いろいろな予定調和にならない、いろいろな御意見は出るのには私は承知しているところでもありますけども。

本当に申し訳ないです。なるべく決は採りたくなかったんですけども、ここの部分については決めていかないと前に進めないスケジュール感になってきておりますし、駒林先生にも一度、二度とアドバイスをいただいているところでもありますので、意見が方向性が変わってきてしまっているの、決を採りたいと思います。

可否同数になった場合は、議長、私において決定という形を取らせていただきますけど、本当に皆さん、それでよろしいですか。

諮り方とすれば、事務局案、公募市民1、団体推薦1がよろしいか、公募市民をなくして団体推薦市民を2にするかというところで諮りたいというふうに思います。

まず、事務局案の公募市民1、団体推薦1、有識者3でよろしいという方の挙手を願いたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○**議長（木原 宏君）** 3ということでございます。

続きまして、団体推薦2、有識者3という形の5名でいくということに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**議長（木原 宏君）** ありがとうございます。可否同数でございますので、私のほうで決めさせていただきたいと思います。

私のほうで団体推薦2名ということに決めさせて

いただきたいというふうに思いますので、大変恐縮でございますけども、よろしく願いいたします。

したがいまして、確認させていただきますと、人数は5名、内容につきましては団体推薦市民2名、有識者3名というところまでは今決することができましたので、よろしく願いいたします。

そして、今ここまで決まりましたので、現委員の任期満了までの考え方、改正されたとしていくというところで暫定案が出されておりますけど、この部分についての御協議をしていただきたいというふうに思います。

事務局提案は任期満了、今の現委員の任期満了までには公募市民、現在の3、現在の有識者2名に加え、新有識者を2名という案も示されているところでございますけども、事務局案でよろしいかどうか御意見をいただければと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。任期満了を迎えるまでは、新有識者2名を加えた事務局案を進めさせていただきたいというふうに思います。

②の公募市民については、公募市民は今回採用しないということで、団体推薦の市民という形になりますので、この内容は協議から外したいというふうに思います。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 条例案は9月議会で審議するということが既に決定しております。事務局では、最後に書いてありますように最終日を予定しておりますが、そうすると施行日は直近の1日でよろしければ、12月1日施行。ただし書のような形でこのように決まりましたけれども、委員の構成につきましては、このようにするというような書き方でよろしい、ということでもよろしいでしょうか。

○議長（木原 宏君） 確認を事務局のほうでさせてもらった形でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。今、確認させていただいたとおり、施行日、条例の改正は9月議会を予定

してございまして、そこの直近の日がちで改正していくという形になりました。

そして、新しい人数、内容が決まりましたので、この5人の中での団体推薦市民2という形になりましたので、どういった団体から推薦いただいたほうがいいのかという団体のお考え、あるいは有識者の方、1人は弁護士の方をお願いしているとして、先ほど有識者の中で元立川にお勤めだった職員の方だといういろいろな弊害もあるんじゃないのかというような意見もあったり、立川に在住の他市へお勤めのそういった行政の経験のある方とか、いろいろ考えはあると思うので、そこの団体推薦をどうするのか、あるいは有識者をどうするのかというお考えを、今日が7月10日、次回会議が8月23日になっておりますので、7月いっぱいぐらいをめどに事務局にお考えをお示しいただければ大変ありがたいと。それを受けて整理して、考え方をまとめていきたいというふうに思っておりますので、それでどうですか、スケジュール感的にはよろしいですか。——ということでございますので、その内容でお示しいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、7の部分の市民委員については終了とさせていただきます。

条例全体を通して

○議長（木原 宏君） 続きまして、日程8、条例案全体を通じてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） これまで御協議いただいた内容を踏まえて、現時点での条例の案と規則の案を作成いたしました。

条例の案は資料3、規則の案は資料4です。

読み上げは割愛させていただきますが、これまで検討会議の議題に上がっていない点で協議を要する点や、検討会議の検討結果が適切に反映されていない

いと考えられる点があれば、御協議をいただきたい
と思います。お願いします。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでござ
います。

お目通しをいただいて、何かございましたら御意
見をいただければと思いますので、よろしく願い
いたします。

○議員（上條彰一君） 両案とも見せていただきま
した。非常によくできていると思います。それで、
いろいろ検討が必要なところも赤字でということに
なっておりますし、今日の議論を踏まえて、修正を
入れていただければいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございます
でしょうか。——それでは、御意見がないよう
でございますので、日程8については終了といたし
たいと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） もし後で思いつ
いたらすぐに……

○議長（木原 宏君） すぐに速やかにまたお話を
いただければと思います。

次回日程

○議長（木原 宏君） 次に、日程9、次回日程を
議題といたしたいと思います。

次回の検討会議前の専門家によるアドバイスは8
月2日午前10時からでございます。次回検討会議は、
8月23日午後1時からの開催を予定しております。

なお、次回検討会議では、今までの御協議を踏ま
えて条例、規則の内容を確定していただく予定とな
っておりますので、御協力のほどよろしくお願い
いたします。

その後、第3回定例会の最終日に議案を提出し、
即日議決いただくという形の流れを想定してござ
いますので、よろしくお願いいたしたいと思いま
す。

それぞれ御確認いただいて、日程、アドバイスが

8月2日午前10時と、検討会議が8月23日午後1時
でございますので、ぜひよろしくをお願いします。

会議時間を考えると、夜にずれ込む可能性も十分
に考慮していただいて、日程の確保をいただければ
と思います。今日はここに来るまでに常任委員会と
同じ休憩時間を入れると、それなりの時間、6時間
以上はかかっているところでございますので、ぜひ
長引いてもいい日程の確保をお願いしたいというふ
うに思います。

またあわせて、今回は確定作業に入っていきます。
いろいろと最後の部分で決を採らざるを得なかった
部分は議長としては大変恐縮でございますけども、
皆様方の御理解をいただいて、まとめていかなけれ
ばいけませんので、ぜひ御理解いただければと思
います。

ちなみに第3回定例会の最終日に議案を提出して、
議決いただくと、そして条例改正に向けてというこ
とで、いよいよ詰め協議という形になっていきま
すので、皆様方の特段の御理解と御協力をいただき
ますようお願い申し上げます。

以上で本日御協議いただく案件は終わりましたが、
皆様からほかに何かございますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 冒頭に提案した件なんで
すけども、議会全体でこのことが、なかなかこれぐ
らい私たちも頑張っているんですけど、伝わり切れ
ていない状況にあると思うんです。

ですから、一度それを今の第3回の議会に上程の
前にどこでやるかというのは、あまり遅くないとき
に一度みんなの多分そんなの聞いていないとか、何
でだとかというやり取りも多少出ることも想定して、
全員協議会をやっていたいただきたいんですけれど、
そのあたりのスケジュールも入れ込んでいただけれ
ばと思います。

○議長（木原 宏君） 貴重な御提言でございます
ので、次回が8月23日で内容を確定した段階で、今
までの経緯を踏まえた報告ということで、これはあ
くまで皆様方、代表の皆様方にもいろんな御意見を

いただかなきゃいけないんですけど、私、議長として、ぜひお願いしたいのは、確定作業に次に入りますので、そこから報告していったときに、何でもいった内容なんだ云々ということになると、收拾がつかなくなりますので、それを防ぐために各会派の代表が入っていただいて、会派に持ち帰っていただいて、よく御報告して、分からなかった、知らなかったということがないように御報告してほしいというお願いの下、それが前提となっておりますので、あくまで報告という形でありまして、内容についての審査、審議ではないと、質疑ではないということにはぜひお願いさせていただきたいというふうに思います。

それを踏まえて、どういうふうに議会全体に報告していくのかというのは、まず一義的には当然持ち帰っていただいて、会派にその内容をよく御報告を各委員、代表の皆様方から報告していただいて、そのときに併せて第3定の最終日に議案提出していくのにどういう報告が必要かということも持ち帰っていただいて、御協議いただくという、今日ここで多分決め切れないうふうなふうに思いますので、次回会議が8月23日で、そこで決めていただいても第3定には間に合う、報告の仕方ですから間に合うのかなというふうに思いますので、次回8月23日の第7回の検討会議までに御意見をお持ち寄りいただければというふうに思いますので、稲橋委員、それでよろしいでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） はい。

○議長（木原 宏君） ほかの委員の皆様方、ほかに御意見はございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） 長時間にわたりまして御協議いただきまして本当にありがとうございます。

なければ、これをもちまして立川市議会政治倫理条例検討会議を散会といたします。大変御苦労さまでございました。

〔散会 午後4時2分〕